

平成29年度 通常総会議案書

日時 平成29年5月24日(水)
会場 ホテルローザブランカ



一般社団法人 伊賀法人会

伊賀市上野丸之内500番地(ハイトピア伊賀3階)

TEL(0595)24-5774 / FAX(0595)24-5796

<http://www.igahojin.org/> e-mail/igahojin@e-net.or.jp

次 第

第1部 【講演会】 14:30～16:00

- 講師 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 しんきん地方創生支援センター
専任役(中小企業診断士) 笠原 博 氏
- 演題 地域の活性化の取組事例

第2部 【通常総会】16:15～17:10

- 1、開会のことば
- 2、あいさつ
- 3、来賓紹介
- 4、総会成立宣言
- 5、議長選出
- 6、議事録署名人選出
- 7、議 事

第1号議案 平成28年度 事業報告(案)並びに収支決算報告(案)承認の件
監 査 報 告

第2号議案 公益目的支出計画変更申請書(案)承認の件

第3号議案 社員総会運営規則(案)承認の件

第4号議案 役員選任(案)承認の件

8、報告事項

(1) 理事会承認事項

平成28年度公益目的支出計画実施報告・監査報告
平成29年度 事業計画
平成29年度 収支予算
代表理事の変更
規則

9、閉会

◆ 平成29年度 理事会 17:15～17:25

第3部 【功労者表彰式】17:30～18:05

(理事会報告)

- 1、会長あいさつ
- 2、感謝状・表彰状の贈呈
- 3、受彰者代表あいさつ
- 4、来賓祝辞
- 5、閉会のことば

第4部 【懇談会】18:15～19:45

平成28年度事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(概要)

トランプ大統領誕生による米国の経済政策・隣国の中国経済・英国のEU離脱による欧州経済等、世界経済情勢の先行きが不透明な中、日本経済も設備投資の減少や熊本地震の影響により伸び悩みましたが、IT産業を中心とする輸出の回復や公共投資の増加、個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復が見られました。

一方、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引き上げは、平成31年10月まで2年半の延期が正式に決定され、社会保障の充実策が先送りされる見通しとなりました。世代間格差により多くの若者がその将来に対し抱える不安がもたらす社会影響も踏まえ、今後は、より効果的な税制及び社会保障制度の再構築が必要であると思われま。

伊賀法人会としても、法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」ことを目指して、各種の事業を実施いたしました。

決算申告実務研修会・改正税法等研修会等、税に特化した研修会を実施。これらの研修事業については、皆様の関心も高く多くの方に参加して頂き、会員としてのメリットを感じて頂いたことと思われま。

租税教育活動では、地域との連携を目指した事業として、地域イベントへの参画時に「税金クイズ大会」を開催、青年部会では税金が使われている施設を巡る「伊賀・税ウォッチング」が本年度で第17回となりました。

また、伊賀・名張市内の小学校(6年生)を対象にした「租税教室」は10校14コマで実施、中学校での租税教室を初めて実施することができました。

女性部会では、「忍者の里の租税教室」と名付けたオリジナル紙芝居を使った「租税教室」の実施と、税に関する絵はがきコンクール(募集・展示・表彰)を実施いたしました。

依然として不透明な日本経済の先行きが続く中、役員及び会員の皆様のご協力により、本年度も充実した事業を実施することができました。

なお、平成28年度の事業報告は次のとおりです。

会員状況

年月日	会員数
平成28年4月1日	1,061名
平成29年3月31日	1,060名

I 実施事業(継続事業)

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業(継1)

【事業の趣旨】

本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、平成元年7月の創設から現在に至るまで、正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにすべての中小企業に相応しい税制確立のための提言活動を行い、公益法人制度改革のもと、平成25年4月1日、一般社団法人伊賀法人会となり、現在に至っております。

地域企業による適正な申告と納税が行われるよう研修会や説明会、講習会、広報活動並びに税制提言活動を行い、税務行政が円滑に執行されることを目的として、国政の健全な運営の確保に

資する事業を行いました。

【事業の内容】

【1】税知識の普及を目的とする事業（継1・研修相談事業）

国税及び地方税に係る官公署等との連絡協調のもと、健全な納税者団体として研修会を通じて税知識の普及に努めました。

(1) 税法・税務関係研修

<本 会>

イ 決算期別説明会（決算・申告実務研修会）

上野税務署法人課税担当官が講師となり、正しい決算処理及び税務申告の習得を目的として、年4回（6/8、9/14、12/12、3/6）開催いたしました。会員企業及び上野商工会議所・名張商工会議所・伊賀市商工会会員は無料、非会員は有料とし、ホームページ並びに上野・名張両商工会議所広報誌に掲載する方法で周知を図りました。

ロ 社会福祉法人対象税務説明会

ハ 宗教法人対象税務説明会

これらの説明会については、参加者も少ないため、上野税務署法人課税部門担当官による「源泉所得税・マイナンバー制度等説明会」として、12月6日に開催いたしました。

二 税務研修会

10月6日、税制改正等研修会「改正税法・マイナンバー制度復習研修会」を、上野税務署法人課税部門担当官を講師として開催しました。

<青年部会>

① 8月25日、上野税務署長が講師となり、国税に関する研修会を開催しました。

② 2月16日、上野税務署担当官を講師に招き「あなたは知っていますか？～平成29年度税制改正に関する要望ポイント（中小企業編）～」をテーマとした研修会を、伊賀間税会と共催にて開催しました。

<女性部会>

8月18日、上野税務署長が講師となり、国税に関する研修会を開催しました。

(2) 新設法人説明会

<本 会>

3月16日、上野税務署主催の新設法人を対象とした税務説明会の開催にあたり、会場の手配や受付等の運営全般に係る形で開催協力いたしました。

(3) ホームページ及び広報誌による税情報の発信

<本 会>

各種研修会、説明会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報を掲載しており、国税庁ホームページへのリンクを行うことにより、適宜必要な税に関する情報を会員以外でも閲覧可能な方法により提供しました。

また、本会の広報誌「輝」と女性部会広報誌「いが日和」を合併リニューアルし、「いが日和」として年2回（8月、1月）それぞれ1,500部発行し、上野税務署管内の商工会や商工会議所窓口などに設置することで会員以外に向けた周知に努めました。

<青年部会>

事業報告等をホームページや公式フェイスブックページに随時掲載することで、会員及び一般への周知に取り組みました。本会広報誌「いが日和」に青年部会だよりを掲載し、活動の詳細を報告しました。

<女性部会>

8月、1月の年2回、女性部会独自の会報として「いが日和」を発行していましたが、本年

度より本会会報に女性部会だよりを掲載することで活動の詳細を報告することとなりました。事業報告等は、ホームページや公式フェイスブックページに随時掲載し、会員及び一般への周知に取組みました。

【2】納税意識の高揚を目的とする事業（継1・租税教育事業）

国税庁の定める「税を考える週間（11/11～11/17）」においては、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育事業を通じて納税意識の高揚に努め、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、国政の健全な運営の確保に資することを目的とした事業を行いました。

(1) 税金クイズ大会

＜本会主催＞＜青年部会主管＞

8月21日、伊賀市民夏のにぎわいフェスタに参画、一般参加型「第8回税金クイズ大会」（主催：本会、主管：青年部会）を開催し、当日集まった参加者約100名を対象に、楽しみながら納税意識の高揚を図ることができました。

本会主催で設営されたブース内においては、税のチラシ配布や当会活動PRを行い、「1億円の重さ当てクイズ」と題して、1億円のレプリカを実際に持ってもらう体験コーナーを用意し、大人から子どもまで誰もが楽しめる内容としました。

(2) 伊賀・税ウォッチング

＜青年部会＞

7月28日、上野税務署管内の小学6年生を対象に、税金活用施設見学ツアーを実施しました。

募集要項は、伊賀市・名張市の広報、両教育委員会への依頼、各ケーブルテレビ、チラシの配布、ホームページ、フェイスブックにて広く公募し、児童40名が参加しました。

本年度は、陸上自衛隊明野駐屯地を訪れ、災害等有事において国民の生命を守り安全を確保する自衛隊員の日常訓練の様子や業務を見学、装甲車やヘリコプターにも税金が活用されていることを学びました。

この事業では、税金がどのように活用されているかだけでなく、働くことの意義や喜びを、施設の方々との交流で学び取ることができるよう工夫を凝らして実施しています。

(3) 税に関する絵はがきコンクール

＜女性部会＞

上野税務署管内の全小学校児童6年生を対象に、夏休みの課題作品として募集活動を実施したところ、350点の応募があり、全応募者に対し参加賞を贈呈しました。

昨年に引き続き、女性部会役員を中心に部会員からの協力も得て、全小学校へ直接依頼に赴き、税金の大切さを伝える事業でありこれからの地域を担う児童のみなさんに是非取り組んでもらいたいという熱意を伝え、大きな成果残すことができました。

また、伊賀市では11月14日～20日「税を考える週間」にあわせてハイトピア伊賀にて展示し、名張市においては11月13日「とれたて！なばり2016」にて全作品を展示し、多くのみなさまにご覧いただきました。

上野税務署長表彰1点、伊賀税務連絡協議会会長賞1点、最優秀賞2点、優秀賞3点については、前年度より納税協力団体合同表彰式において表彰を行うこととし、11月19日、表彰状・記念品を授与しました。

また、学校（学年）全体で授業の一環として取り組み多数の応募を頂いた11校に感謝状を贈呈いたしました。

(4) 租税教室

＜青年部会＞

10月6日、上野税務署で行われた「租税教室講師養成講座」に会員が参加し、管内の小学

校9校（1/17 桔梗が丘南小学校、1/18 梅が丘小学校、1/19 美旗小学校、1/20 友生小学校、1/23 桔梗が丘東小学校、1/24 すずらん台小学校、1/24 桔梗が丘小学校、1/31 府中小学校、2/2 百合ヶ丘小学校）において租税教室を実施しました。

また、1/21 には桔梗が丘中学校での租税教室を実施し、中学生を対象とした初めての租税教育活動が実現いたしました。

税務行政に携わる署職員でなく、地域社会で保護者として教育に関わる私たち自身が教壇に立ち、税金の種類、使われ方、その必要性を説くことは、児童にとっても私たちにとっても非常に意義のある事業であることを実感しました。

次代の担い手である子どもたちとともに、納税意識の向上と健全な社会の構築を目指してまいります。

<女性部会>

管内の4小学校（6/7 梅が丘小学校、6/18 百合が丘小学校、11/6 錦生赤目小学校、2/15 新居小学校）において租税教室を実施しました。1・2年生児童を対象に、オリジナル紙芝居による地域の特色を活かした「忍者衣裳」での上演で児童が関心を持てるよう工夫を凝らし、楽しみながら税の必要性を学ぶ授業を行いました。

1億円のレプリカも登場し、ケーブルテレビや新聞各社の取材もあったことから児童にとっても印象深い授業を開催することができました。

【3】税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（継1・税制提言事業）

(1) 税制改正提言事業

<本 会>

公益財団法人全国法人会総連合（全法連）においては、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制及び税務に関する提言を行うため、全国各法人会会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しています。

本会においても会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会（三重県連）を通じて全法連に上申いたしました。

税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっており、全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため、国レベル、県連レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望します。

本会でも、10月20日、長崎市で開催された「法人会全国大会」に本会役員2名が参加し、発表された税制及び税務に関する提言書を、1月10日伊賀市・伊賀市議会及び11月24日名張市・名張市議会に提出し、積極的な要望活動を実施いたしました。

なお、税制及び税務に関する提言書については、全法連のホームページにおいて公開しています。

(2) 全国青年の集い（第30回法人会全国青年の集い「北海道大会」）

<青年部会>

全国の青年経営者が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を、全法連の主催で行いました。

また、全国からエントリーされた活動事例発表を通じ「租税教育事業」の新たな発展を図るための場が設けられました。

9月8日、9日両日開催されたこの大会には、当部会から12名の会員が参加しました。

(3) 全国女性フォーラム（第11回全国女性フォーラム「福島大会」）

<女性部会>

全法連主催により、4月14日、福島県郡山市にて開催されたこの大会では、全国の女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等に寄与するための情報交換、意見交換並びに記念講演会が行われました。

女性の視点に立った事例発表から、そのノウハウや課題点を学び取り、私たちの活動を

見直すきっかけとなりました。

(4) 一般社団法人三重県法人会連合会運営研究会

三重県連主催で隔年開催されるこの研究会では、三重県内の8単位会の本会会員が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を行います。4年ごとの開催であるため本年度の実施はございませんでした。

また、三重県が主催会となった東海法人会連合会大会は、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県の4県連が集い、3月9日桑名市内において開催、事業発表や情報交換を行いました。

(5) 一般社団法人三重県法人会連合会青年部会連絡協議会

各法人会が展開する事業の担い手として「法人会活動を活性化するために青年部会に求められるもの」を毎回のテーマに開催しているこの情報交換会は、隔年開催のため本年度の実施はございませんでした。

6月24日には名古屋市において三重県、愛知県、静岡県、岐阜県の4県で東海大会を開催し、広く情報交換、意見交換並びに討論を行いました。

(6) 一般社団法人三重県法人会連合会女性部会連絡協議会

10月26日、伊勢会担当で第27回情報交換会が開催され、当部会から部会員14名が参加しました。

この事業は、三重県内の8単位会の女性部会員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成することを趣旨として開催され、交流会内容は会報に掲載し周知いたしました。

さらに、三重県、愛知県、静岡県、岐阜県の各県で女性部連絡協議会が開催され、当会から県連を代表し、10月5日開催された岐阜大会に部会長が参加いたしました。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（継2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げ活動を行っています。

そして、平成8年より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うことになり、本会も、主に上野税務署管内の地域企業の経営に役立つ研修会を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、「地域社会への貢献を目的とする事業」を行っています。

【事業の内容】

【1】地域企業の健全な発展に資する事業（継2：経営支援事業）

本会が存する上野税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るために、地域企業の経営に役立つ会計、経営、労務、法務など必要なテーマを選定し、研修会を行うことで地域企業の健全な発展に資する事業を行いました。

なお、これらの研修会等の案内は、ホームページや掲示板に掲載し会員以外の参加も有料で可能としました。

(1) 経営勉強会

<本 会>

5月25日、通常総会時に「百年企業の経営に学ぶ」と題し、井ノ口輔胖氏（(株)Ship代表取締役社長）の講演会を開催しました。

<青年部会>

① e-Tax & IT推進勉強会

2月16日、上野税務署担当官を講師として、「あなたは知っていますか？～平成29年度税制改正に関する要望ポイント（中小企業編）～」と題した研修会を、伊賀間税会と共催

にて開催しました。e-Taxの普及啓発のために長年実施してきた事業であります、既に広く活用されている実態を踏まえ「税務研修会」として開催いたしました。

② 経営勉強会「会社の明日を考える！事業承継～継ぐ想い・継がせる想い～」

11月10日、愛知県豊田市の企業経営者 影浦健一氏（宮田電工（株）代表取締役）を招き、企業経営に関わる知識の習得のための勉強会を開催しました。

経営者であれば避けては通れない事業承継をテーマに、承継する立場、させる立場それぞれの想いを実体験に基づいてお話頂きました。

会員以外の聴講者も多数参加し、大変有意義な事業となりました。

③ 新春講演会

1月27日、情報技術の活用と我々企業の発展との関わりを学ぶために、「IoTでどう変わる？～その概要と現状～」と題して新春講演会を開催しました。

ソフトバンク株式会社で経営戦略に携わっていらっしゃる今仲滋直氏をお迎えし、情報技術革新がもたらす恩恵や、それを企業経営にどう活かすべきかといった内容で講義を行って頂きました。聴講者一人一人が自社の経営を見つめ直す良いきっかけとなりました。

<女性部会>

① 教養セミナー

4月22日、「税務調査あれこれ」と題した教養セミナーを開催しました。

上野税務署担当官を講師に迎えたセミナーでしたが、一般の方のご聴講も多数あり、様々な税について知る機会をご提供できた有意義な事業となりました。

② 新春講演会

1月26日、大東文化大学教授 鈴木 明氏をお招きし、公開講演会「健康寿命の延ばし方」を開催しました。一般の方にも関心の高いテーマであったことから、多くの方にご参加頂き、満員の会場では熱心に耳を傾けメモを取る姿も見られました。

毎日取り組みやすい運動方法なども詳しくお話頂き、健康で生き生きとした暮らしのために今から実践していくことの大切さを学びました。

【2】地域企業の健全な発展に資する事業（継2：社会貢献事業）

本会が存する上野税務署管内を中心とした地域社会への貢献を図るために、地域住民を対象として地域企業の健全な発展に資する事業を行いました。

(1) 使用済み切手及び未使用タオル収集

<女性部会>

全国女性フォーラム「前橋大会」において拝見したこの活動に賛同し、募集活動を開始したところ、大変多くの善意が集まり、昨年度に引き続き本年度も「未使用タオル」寄贈活動を実施することができました。

6月15日には名張市の小規模多機能ホームスマイル、グループホームあんだんてへ、11月25日にはNPO法人さくらそう、デイサービスセンターみんなの家へ、当部会役員が訪問し未使用タオルを寄贈、施設の方に大変喜んで頂き、無理なくできる社会貢献活動として継続することができました。

また、この報告をフェイスブックに掲載したところ、一般の方から善意の寄付があり、地域と一体となって取り組める活動として期待が膨らみました。

加えて長年実施している「使用済み切手寄贈活動」を継続して行い、会員及びその他一般のみなさまから寄せられた使用済み切手を、(公社)日本キリスト教海外医療協力会に寄贈しました。会報発送時や事業開催時に寄付を呼びかけるチラシを同封し会員に周知を続けた取り組みが実を結び、本年度も多くの切手が寄せられました。

II その他事業等

1 会員の福利厚生等に資する事業（他1）

【事業の趣旨】

企業が安定して発展することを目的として、会員企業が経営者及びその従業員のリスクをカバーするための福利厚生制度としての保険契約の提供に係る事業を行いました。

また、企業の資金面の安定化のために融資の円滑化のための事業を行いました。

【事業の内容】

(1) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務

総務省所管の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移管された簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金業務を本会が行っています。

団体取扱いによる割引制度が適用されることで、地域企業で働く者の福利厚生の実現に寄与することを目的としており、本会はその集金保険料に応じた手数料を得ました。

(2) 経営者大型総合保障制度の普及・推進

当該制度は、経営者や従業員の病気・事故による死亡、高度障害、入院等を国内外を問わず保障する全法連の制度です。

本会は、地域企業の福利厚生制度の実現と経営安定化のため、普及・推進に努めました。

(3) 任意労災全プランの普及・推進

当該制度は、政府労災保険の上乗せ保障制度で、労災認定を待たずに仕事中や通勤途中の事故による傷害に対応する全法連の制度であり、本会では地域企業の経営安定化のための普及・推進に努めました。

(4) がん保険制度の普及・推進

本会は地域企業の福利厚生制度の実現と経営の安定化のため、全法連のがん保険制度の普及・推進に努めました。

(5) 医療保険の普及・推進

当該制度は、医療技術の発展に伴う治療費の高額化に対応するために、病気や怪我による入院の保障を図るための制度であり、本会では地域企業の経営安定化のための普及・推進に努めました。

(6) 生活習慣病予防検診

当該制度は会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病検診を実施しています。

本会は会員企業の福利厚生制度の実現のため普及・推進に努めており、その案内・周知に係る事務手数料を財団法人全日本労働福祉協会三重県支部より受取りました。

(7) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及・推進

当該制度は、会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは、遅延の発生等により売掛債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする三重県連の制度です。

本会は、地域企業の福利厚生制度の実現と経営の安定化のための普及・推進に努めており、その案内・周知に係る貢献の対価を三重県連より得ています。

(8) 提携ローン（案内・周知）の普及・推進

当該制度は、北伊勢上野信用金庫（地域活性化連携ローン「力」）、株式会社百五銀行（百五ビジネスローン「まねき猫」法人型）に借入を希望する会員が利用することができます。

また、北伊勢上野信用金庫及び株式会社百五銀行に対して「会員証明書」を発行することにより、融資事務手数料が有利となるため、本会では、地域企業の経営の安定化のため普及・推

進に努めました。

2 会員の交流に資するための事業（他2）

【事業の趣旨】

多業種で構成された会員のため、様々な情報交換等の交流に資するための事業を行いました。

【事業の内容】

【1】会員増強事業（他2・会員増強事業）

(1) 情報交換会

総会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的に開催しました。

<本 会>

5月25日、名張産業振興センターアスピアにおいて開催した通常総会後の情報交換会では多くの会員が集い、地域経済の現状や当会活動の発展等について情報交換を行いました。

<青年部会>

5月24日開催の通常総会後及び1月27日臨時総会後に情報交換会を開催し部会員相互の情報交換、課題の討論等を活発に行い、さらなる増強に努めました。

<女性部会>

女性部会会員増強を主な目的として、4月22日開催の通常総会後、情報交換会を開催いたしました。こうした機会を持つことで、世代間を超えた深い繋がりを持つこと、魅力ある事業を行うことの必要性を感じました。

(2) 新年懇談会

新年を迎えるにあたり青年部会及び女性部会の会員が交流することを目的に開催しました。

<青年部会>

1月27日、会員同士の交流を深めることを目的に新春事業後に懇談会を開催しました。
3月3日、第1回OB現役交流会を開催いたしました。歴代部会長様をはじめ多数のOBのみなさまにお集まりいただき、有意義な交流会となりました。

<女性部会>

1月26日、会員同士の交流を深めることを目的に新春懇談会を開催しました。

(3) 役員懇談会

<本 会>

本会の運営に携わっている理事及び監事が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的に、理事会終了後に実施しました。

【1】会員支援事業（他2・会員支援事業）

(1) 施設等見学会

バスなどを利用し施設等の見学会を行い、車中では税金クイズを実施し、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的に開催しました。

<本 会>

例年開催している研修視察会は、参加会員の固定化等の課題を踏まえ本年度は実施を見合わせましたが、会員からの開催要望もあつたことから、その目的や課題等を再検討し、今後より一層充実した事業の実施を目指します。

<女性部会>

① 5月12日、「無形文化財須磨寺&TASAKI見学」として研修視察旅行を実施しまし

- た。車中では税金クイズを実施し、解説を交えながら税に関する知識を深めました。
- ② 7月13日、(公社)四日市法人会女性部会の皆様との交流会を実施しました。相互の事業報告や今後の課題などについてゆっくりと話合える良い機会となりました。

(2) スポーツ交流会

スポーツを通じて、参加者の交流と伊賀青色申告会との交流を深めることを目的に開催しました。

<本 会>

① 交流ゴルフコンペ

本年度立ち上げたゴルフ同好会には多数の会員が登録し、9/16、3/17の2回、交流ゴルフコンペを開催しました。

スポーツを通じて交流を深め、地域企業家の繋がりを密にすることのできる良い機会となりました。

<青年部会>

① 合同ボウリング大会

9/28 上野税務署、伊賀青色申告会青年部、(一社)伊賀法人会女性部会との合同ボウリング大会を開催いたしました。

② 交流ゴルフコンペ

本会のゴルフ同好会への入会、交流ゴルフコンペに積極的に参加し、会員相互の交流を深めました。

③ 合同ソフトボール大会

10月12日、伊賀青色申告会青年部主催のソフトボール大会に参加しました。
納税協力団体として更に交流を深め、協同一致して取り組んでいくことを確認しました。

(3) 部会員交流会

<青年部会>

部会員相互の交流を深めることを目的に、10/7、京都市内にて実施しました。
古都京都でしか体験できない伝統文化を通じて日本の素晴らしさを学び、受け継がれてきた技やその深み、そしてそこに在る人の魅力を感じることができました。
新しく入会した部会員の参加も多数あり、絆を深める良い機会となりました。

【平成28年度実施事業等】

下記のとおり事業を開催しました。

本 会			
開催月日	事業名	内容	会場
5/25	総会・講演会	講師:井ノ口輔伸氏((株)Ship代表取締役社長) テーマ:百年企業の経営に学ぶ	名張アスパア
6/8	決算申告実務研修会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:正しい決算処理及び税務申告について	ハイトピア伊賀
8/21	伊賀市民夏のにぎわいフェスタ	第8回税金クイズ大会・税に関する広報活動	フェスタ会場
8/31	会報「いが日和」57号	1,300部発行(会員及び一般配布)	
9/14	決算申告実務研修会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:正しい決算処理及び税務申告について	名張アスパア
9/16	第1回交流ゴルフコンペ	ゴルフ同好会ゴルフコンペ開催	ジャパングラシック カントリー倶楽部
10/6	租税教室講師養成研修会	租税教室の研修	上野税務署
10/6	税制改正研修会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:改正税法・マイナンバー制度について	ハイトピア伊賀
11/16	合同納税表彰式	感謝状の贈呈	ヒルホテル サンピア伊賀
11/19	税に関する合同表彰式	税に関する絵はがきコンクールの表彰	ハイトピア伊賀
11/24	税制改正要望	平成28年度税制改正要望書提出	名張市 名張市議会
12/5、6	生活習慣病予防健診	会員対象の健康診断	ゆめポリスセンター
12/6	源泉所得税等説明会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 年末調整及び支払調書等説明会	ハイトピア伊賀
12/12	決算申告実務研修会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:正しい決算処理及び税務申告について	ハイトピア伊賀
1/10	税制改正要望	平成28年度税制改正要望書提出	伊賀市 伊賀市議会
1/31	会報「いが日和」58号	1,500部発行(会員及び一般配布)	
3/6	決算申告実務研修会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:正しい決算処理及び税務申告について	ハイトピア伊賀
3/16	新設法人説明会	講師:上野税務署法人課税部門上席国税調査官 テーマ:新設法人のための会社の税金	ハイトピア伊賀
3/17	第2回交流ゴルフコンペ	ゴルフ同好会ゴルフコンペ開催	名張カントリークラブ

青 年 部 会			
開催月日	事業名	内容	会場
8/6	第17回 伊賀・税ウォッチング 【社会貢献】	伊賀市・名張市小学校6年生対象 夏休みに、税金活用施設を巡るバスツアー 見学先:陸上自衛隊明野駐屯地	陸上自衛隊 明野駐屯地
8/21	第8回税金クイズ大会	伊賀市民夏のにぎわいフェスタ参画	フェスタ会場
8/25	税務研修会 「署長を囲んで」 【総務】	講 師:上野税務署長 本会理事会との合同開催	上野フレックスホテル
8/31	会報「いが日和」57号	青年部会だより 掲載	
9/28	合同ボウリング大会 【活性化】	署・伊賀青色申告会青年部・法人会女性部会との 合同ボウリング大会	サンボウル上野
10/6	租税教室講師養成講座	講 師:署担当官	上野税務署
10/12	合同ソフトボール大会	署・伊賀青色申告会とのソフトボール大会	伊賀市運動公園

開催月日	事業名	内容	会場
11/10	経営勉強会 【研修】	講師:影浦健一氏 テーマ:会社の明日を考える!事業承継~継ぐ想い・継がせる想い~	ハイトピア伊賀
12/9	全体忘年会	事業の反省会	ステーキハウス グラツィエ
1/17	租税教室	6年生児童対象	名張市立 桔梗が丘南小
1/18	租税教室	6年生児童対象	名張市立 梅が丘小
1/19	租税教室	6年生児童対象	名張市立 美旗小
1/20	租税教室	6年生児童対象	伊賀市立 友生小
1/21	租税教室	3年生生徒対象	名張市立 桔梗が丘中
1/23	租税教室	6年生児童対象	名張市立 桔梗が丘東小
1/24	租税教室	6年生児童対象	名張市立 すずらん台小 名張市立 桔梗が丘小
1/27	臨時総会・新春講演会 【総務】	講師:今仲滋宜氏(ソフトバンク株式会社) テーマ:IoTでどう変わる?!~その概要と現状~	名張シティホテル
1/31	租税教室	6年生児童対象	伊賀市立 府中小
1/31	会報「いが日和」58号	青年部会だより 掲載	
2/2	租税教室	6年生児童対象	名張市立 百合が丘小
2/16	税務研修会 【研修】	あなたは知っていますか? ~平成29年度税制改正に関する要望ポイント~ 講師:上野税務署担当官	ハイトピア伊賀
3/3	第1回OB現役交流会		三田清

女性部会			
開催月日	事業名	内容	会場
4/22	総会・教養セミナー 【総務研修】	税務調査あれこれ 講師:上野税務署担当官	ゆめぼりすセンター
5/12	一日研修視察旅行 【交流】	無形文化財須磨寺&TASAKI見学 ・須磨寺見学、一絃琴の鑑賞と体験	神戸方面
6/7	忍者の里の租税教室 【総務研修】	オリジナル紙芝居による租税教室 ・ぜいきんってなあに ・虹色のつりばし DVD鑑賞 税金クイズや感想(1億円レプリカ)	名張市立 梅が丘小
6/15	未使用タオル寄贈活動	未使用タオルの寄贈	小規模多機能ホームスマイル グループホームあんだんて
6/18	忍者の里の租税教室 【広報】	オリジナル紙芝居による租税教室 ・ぜいきんってなあに ・虹色のつりばし DVD鑑賞 税金クイズや感想(1億円レプリカ)	名張市立 百合が丘小
7/13	他部会との交流会 【交流】	(公社)四日市法人会女性部会との交流会	名阪茶屋
7/20~	第7回税に関する 絵はがきコンクール募集	伊賀市・名張市全小学校6年生を対象に応募チラシを配布 期間:7月下旬~9月上旬	各小学校
7/29	署長・統括官 インタビュー 【広報】	上野税務署長・法人課税部門統括国税調査官 聞き手:広報役員	上野税務署
8/18	税務研修会「署長を囲んで」 【総務研修】	講師:上野税務署長	ホテル ローザブランカ

開催月日	事業名	内容	会場
8/21	オリジナルうちわ製作配布	伊賀市民夏のにぎわいフェスタ参画 ・ブースでの税の広報活動 ・オリジナルうちわ製作配布100本 ・第8税金クイズ大会	フェスタ会場
8/31	会報「いが日和」57号	女性部会だより 掲載	
11/13	とれたて！なばり2016	地域イベント「とれたて！なばり2016」参画 ・ブースでの税の広報活動 ・税に関する絵はがき応募作品の展示	名張市役所
11/16	忍者の里の租税教室 【交流】	オリジナル紙芝居による租税教室 ・ぜいきんってなあに ・虹色のつりばし DVD鑑賞 税金クイズや感想(1億円レプリカ)	名張市立 錦生赤目小
11/14～ 11/20	税を考える週間 絵はがき展示	・税に関する絵はがき応募作品の展示	ハイトピア伊賀
11/19	絵はがきコンクール合同表彰式	・税に関する絵はがきの表彰	ハイトピア伊賀
11/22	使用済切手寄贈	使用済切手3500gを送付	(公社)日本キリスト教会 海外医療協力会
11/25	未使用タオル寄贈活動	未使用タオルの寄贈	NPO法人さくらそう デイサービスセンター みんなの家
1/26	新春講演・懇談会 【交流】	講師:鈴木 明氏 テーマ:健康寿命の延ばし方 研修会:上野税務署長 講話 ～新春演奏会～ 演奏:皇学館大学雅楽部による雅楽演奏と舞	ゆめばりすセンター
1/31	会報「いが日和」58号	女性部会だより 掲載	
2/15	忍者の里の租税教室 【役員】	オリジナル紙芝居による租税教室 ・ぜいきんってなあに ・虹色のつりばし DVD鑑賞 税金クイズや感想(1億円レプリカ)	伊賀市立 新居小

【平成28年度諸会議開催状況】

下記のとおり諸会議を開催しました。

開催月日	会議名	議題	会場
4/8	監査会	①平成27年度事業報告 ②平成27年度収支決算報告 ③平成27年度公益目的支出計画実施報告	ハイトピア伊賀
4/11	総務委員会	①理事会について ②通常総会について ③その他	ハイトピア伊賀
4/19	理事会	①代表理事等職務執行状況報告 ②平成27年度事業報告案及び収支決算報告案承認の件 ③平成27年度公益目的支出計画実施報告(案)承認の件 ④役員選任案承認の件 ⑤通常総会について ⑥その他	名張産業振興 センターアスピア
4/25	税制委員会	①平成27年度事業報告 ②平成28年度事業計画 ③平成29年度税制改正に関するアンケート調査 ④平成29年度税制改正要望事項 ⑤その他	ハイトピア伊賀
5/18	広報委員会	①ホームページリニューアル ②会報の一本化 ③その他	ハイトピア伊賀
5/25	通常総会	・講演会 ①平成27年度事業報告案及び収支決算報告案承認の件 監査報告 ②役員選任案承認の件 ③平成27年度公益目的支出計画実施報告、監査報告 ④平成28年度事業計画 ⑤平成28年収支予算 ⑥理事の辞任 ⑦諸規程	名張産業振興 センターアスピア

開催月日	会 議 名	議 題	会 場
6/15	広報委員会	①会報いが日和第57号について ②その他	ハイトピア伊賀
8/1	ゴルフ同好会役員会	①第1回交流ゴルフコンペ ②その他	
8/8	総務委員会	①四半期決算報告 ②会員状況報告 ③各委員会事業活動 ④理事会・税務研修会 ⑤その他	ハイトピア伊賀
8/17	正副会長会議	①事業報告 ②四半期収支報告 ③会員状況報告 ④公益目的財産支出完了予定の延長 ⑤各事業活動について ⑥その他	四季の里まつもと
8/17	ゴルフ同好会役員会	①第1回交流ゴルフコンペ ②その他	
8/23	研修委員会	①平成28年度事業計画 ②その他	ハイトピア伊賀
8/25	理事会	①代表理事等職務執行状況報告 ②四半期収支報告 ③各委員会等・部会の事業活動報告 ・役員研修会「署長講話」	上野 フレックスホテル
9/1	厚生委員会(連絡協議会)	①平成27年度事業報告 ②平成28年度事業計画 ③保険関係3社状況報告 ④ゴルフ同好会 ⑤その他	とろろ庵伊賀路
9/2	組織委員会	①会員数異動状況報告 ②増強期間の活動方針 ③その他	ハイトピア伊賀
11/1	広報委員会	①会報いが日和第58号について ②その他	ハイトピア伊賀
12/14	正副会長会議	①中間決算報告 ②代表理事等職務執行状況報告 ③会報発行・情報誌発送 ④加入勸奨活動の経過 ⑤28年度会費徴収状況 ⑥その他	ハイトピア伊賀
1/24	理事会	①代表理事等職務執行状況報告 ②各委員会・部会の事業活動 ③今後の事業活動 ④平成29年度事業活動・収支予算 ⑤その他	名張シティホテル
2/22	総務委員会	①平成28年度収支決算報告仮について ②平成29年度事業計画・収支予算・名張桜まつり参画 ③平成29年度通常総会・講演会 ④その他	ハイトピア伊賀
3/27	正副会長会議	①4～2月収支報告 ②公益目的財産額 ③会費納入状況 ④会員増強活動 ⑤平成29年度事業計画案・収支予算案 ⑥理事会 ⑦諸規則 ⑧その他	ハイトピア伊賀
3/29	理事会	①代表理事等職務執行状況報告 ②平成29年度事業計画案・収支予算案 ③代表理事の変更 ④平成29年度通常総会 ⑤次期役員改選 ⑥その他	ヒルホテル サンピア伊賀

育 年 部 会

開催月日	会 議 名	議 題	会 場
4/11	監査会	①平成27年度事業報告 ②平成27年度収支決算報告	コメダ珈琲名張店
4/12	社会貢献委員会	①第17回伊賀・税ウォッチング ②第8回税金クイズ大会	事務局
4/12	研修役員会	①情報共有システムの導入 ②経営勉強会	事務局
4/14	役員会	①平成27年度監査報告 ②通常総会 ③通常総会 ④第17回伊賀・税ウォッチング ⑤情報共有システム導入 ⑥平成28年度事業計画・予算 ⑦その他	名張市 武道交流館
5/13	研修委員会	①情報共有システムの導入 ②経営勉強会	山森電機設備(株)

開催月日	会議名	議題	会場
5/13	社会貢献委員会	①第17回伊賀・税ウォッチング ②第8回税金クイズ大会	事務局
5/16	総務委員会	①通常総会 ②その他	名張市武道交流館
5/17	活性化委員会	①部会員交流会 ②その他	事務局
5/19	役員会	①通常総会 ②第17回伊賀・税ウォッチング ③情報共有システム運用 ④部会員交流会 ⑤その他	ハイトピア伊賀
5/24	通常総会	①平成27年度事業報告案・収支決算報告案承認の件 監査報告 ②平成28年度事業計画・収支予算 ③その他	(株)対泉閣
6/24	社会貢献委員会	①第17回伊賀・税ウォッチング ②第8回税金クイズ大会	事務局
7/13	研修委員会	①情報共有システム運用 ②経営勉強会	事務局
7/14	活性化委員会	①合同ボウリング大会 ②部会員交流会 ③その他	事務局
7/15	総務委員会	①通常総会報告 ②署長・統括官を囲んで ③その他	名張市武道交流館
7/21	役員会	①事業報告 ②第17回伊賀・税ウォッチング ③第8回税金クイズ大会 ④署長・統括官を囲んで ⑤第30回青年の集い北海道大会 ⑥合同ボウリング大会 ⑦部会員交流会 ⑧その他	名張市武道交流館
8/8	社会貢献委員会	①第17回伊賀・税ウォッチング ②第8回税金クイズ大会	事務局
9/2	総務委員会	①事業報告 ②臨時総会・新春講演会 ③その他	名張市武道交流館
9/15	役員会	①事業報告 ②合同ボウリング大会 ③部会員交流会 ④合同ソフトボール大会 ⑤経営勉強会 ⑥臨時総会・新春講演会 ⑦租税教室 ⑧その他	ハイトピア伊賀
10/4	研修委員会	①情報共有システム運用 ②経営勉強会	事務局
11/4	総務委員会	①臨時総会・新春講演会 ②その他	名張市武道交流館
11/15	活性化委員会	①事業報告 ②その他	事務局
11/17	役員会	①事業報告 ②臨時総会・新春講演会 ③税務研修会 ④租税教室 ⑤次期役員改選 ⑥その他	ハイトピア伊賀
11/29	研修委員会	①事業報告 ②税務研修会 ③情報共有システム状況	事務局
1/6	新・幹部会	①平成29年度運営体制 ②委員会構成・担当事業 ③OB会発足 ④租税教室 ⑤その他	ハイトピア伊賀
1/17	総務委員会	①臨時総会・新春講演会 ②租税教室 ③その他	名張市武道交流館
1/19	役員会	①事業報告 ②次期役員改選 ③臨時総会・新春講演会 ④税務研修会 ⑤OB会発足 ⑥その他	名張市 武道交流館
2/8	研修委員会	①来年度予算について ②その他	事務局
2/22	合同委員会	①今後の部会運営について ②来年度予算について ③その他	番じゃ屋敷
3/2	社会貢献委員会	①平成29年度事業計画 ②その他	事務局
3/6	総務委員会	①平成29年度事業計画 ②その他	事務局
3/16	新旧役員会	①事業報告 ②平成28年度事業報告・収支決算報告(仮) ③平成29年度事業計画・収支予算案 ④平成29年度通常総会 ⑤第9回税金クイズ大会	ハイトピア伊賀
3/17	活性化委員会	①平成29年度事業計画 ②その他	事務局

女 性 部 会			
開催月日	会 議 名	議 題	会 場
4/8	総務研修委員会	①平成28年度通常総会 ②租税教室 ③署長・統括官を囲んで ④その他	ハイトピア伊賀
4/12	監査会	①平成27年度事業報告 ②平成27年度収支決算報告	名張市武道交流館
4/12	役員会	①平成27年度事業報告・収支決算 監査報告 ②第11回法人会女性フォーラム福島大会 ③通常総会 ④一日研修視察旅行 ⑤租税教室 ⑥第7回税に関する絵はがきコンクール	名張市武道交流館
4/22	通常総会	①平成27年度事業報告並びに決算報告承認の件 ②監査報告 ③報告事項 ④平成28年度事業計画・収支予算	ゆめぼりすセンター
5/27	総務研修委員会	①租税教室練習会	ハイトピア伊賀
6/17	広報委員会	①租税教室練習会	ハイトピア伊賀
6/24	役員会	①事業報告 ②四日市法人会女性部会との交流会 ③署長・統括官を囲んで ④伊賀市民夏のにぎわいフェスタ ⑤会報発行 ⑥租税教室 ⑦その他	ゆめテクノ伊賀
7/6	交流委員会	①事業報告 ②四日市法人会女性部会との交流会 ③新春講演会 ④租税教室 ⑤その他	ハイトピア伊賀
7/27	総務研修委員会	①事業報告 ②署長・統括官を囲んで ③第27回情報交換会 ④その他	ハイトピア伊賀
8/3	役員会	①事業報告 ②署長・統括官を囲んで ③伊賀市民夏のにぎわいフェスタ ④いが日和発行 ⑤第7回税に関する絵はがきコンクール ⑥第27回情報交換会 ⑦租税教室 ⑧新春講演会 ⑨その他	名張市武道交流館
10/13	役員会	①事業報告 ②第7回税に関する絵はがきコンクール ③第27回情報交換会 ④租税教室 ⑤新春講演会 ⑥未使用タオル寄贈活動 ⑦その他	ゆめテクノ伊賀
11/7	交流委員会	①租税教室練習会	ハイトピア伊賀
12/8	交流委員会	①新春講演・署長講話・懇談会(新春演奏会)	ハイトピア伊賀
12/13	役員会	①事業報告 ②新春講演・税務研修懇談会 ③いが日和58号発行 ④租税教室 ⑤その他	名張市武道交流館
2/13	役員練習会	①租税教室練習会	ゆめテクノ伊賀
3/10	役員会	①平成29年度通常総会 ②その他	ハイトピア伊賀
3/16	新旧役員会	①平成28年度事業報告・収支決算 ②平成29年度事業計画・収支予算承認 ③通常総会 ④一日研修視察旅行 ⑤名張桜まつり ⑥その他	名張市武道交流館

【平成28年度諸大会参加状況(県法連・東海法連・全法連関係)】

下記のとおり諸大会に出席しました。

奉 会			
開催月日	会 議 名	議 題	会 場
5/31	三重県連 正副会長会議 第12回理事会	①正副会長会議報告 ②県連会長表彰追加受表彰者案承認 ③平成27年度事業報告案・収支決算報告案承認 ④平成27年度公益目的支出計画実施報告案承認 ⑤公益目的支出計画変更申請書案承認 ⑥平成28年度会費額案承認 ⑦通常総会スケジュール	プラザ洞津

開催月日	会 議 名	議題	会場
5/31	三重県 第12回理事会	⑧全法連主催全国大会承認 ⑨熊本地震における義援金支援承認 ⑩その他	プラザ洞津
6/16	三重県連 第4回通常総会	①平成27年度収支決算報告承認 ②公益目的支出計画変更申請書承認 ③平成28年度会費額承認 ④報告事項	プラザ洞津
9/6	東海法連 第28回定時総会	①平成27年度事業報告承認 ②平成27年度収支決算報告承認 ③平成28年度事業計画承認 ④平成28年度収支予算承認 ⑤役員改選 ⑥会費規程制定 ⑦会則一部改変	名鉄グランドホテル
9/28	三重県連 正副会長会議 第13回理事会	①委員会報告 ②熊本地震における被災法人会支援 ③今後の事業開催年度 ④その他	プラザ洞津
10/20	第33回法人会全国大会 「長崎大会」	①記念講演 ②式典 ③懇談会	長崎ブリックホール
2/14	三重県連 正副会長会議	①平成29年度任期満了に伴う役員改選	津大同生命ビル
3/9	第71回東海法人会 連合会大会	①研究発表 ②懇談会	ホテル花水木
3/28	三重県連 正副会長会議 第14回理事会	①委員会報告 ②今後の事業開催年度 ③その他	プラザ洞津

青 年 部 会			
開催月日	会議名	議題	会場
6/24	三重県青連協 役員会	①事業報告 ②平成28年度協議会運営 ③その他	ホテル キャッスルプラザ
6/24	東海法連青連協 第25回定時総 会・情報交換会・講演会	①定時総会 ②情報交換会 ③懇談会	ホテル キャッスルプラザ
9/8、9	第30回法人会全国青年の集い 「北海道大会」	①青連協第2回定時連絡協議会 ②租税教育活動プレゼン ③部会長ウェルカムパーティ ④部会長サミット ⑤記念講演 ⑥式典 ⑦懇親会 ⑧租税教育活動パネル展示 ⑨物産展	旭川大雪アリーナ ほか
2/22	三重県青連協 役員会	①東海青連協「第26回定時総会・情報交換会」について ②平成29年度運営 ③その他	津大同生命ビル

女 性 部 会			
開催月日	会議名	議題	会場
4/14	第11回全国女性 フォーラム「福島大会」	①記念講演会「伝わることの大切さ、伝わることのすばらしさ」 ②式典 ③懇親会	ビッグパレット福島
6/22	三重県女連協 役員会	①報告事項 ②本年度の運営 ③第27回情報交換会 ④その他	津大同生命ビル
7/22	三重県女連協	①第27回情報交換会 ②その他	津大同生命ビル
10/5	岐阜県女連協 情報交換会	①情報交換会 ②懇談会	ホテルアソシア 高山リゾート
10/26	三重県女連協 第27回情報交換会 「伊勢」	①(公社)伊勢法人会女性部会事業発表 ②講演会 ③懇談会	戸田家
12/2	三重県女連協 役員会	①第27回情報交換会 ②次年度運営 ③ATM交流会 ④その他	津大同生命ビル

貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

科 目		当年度	前年度	増 減
I 資産の部	1			
1. 流動資産	2			
現金預金	3	5,652,136	5,028,890	623,246
前払金	4	276,048	0	276,048
仮払金	5	310,420	0	310,420
流動資産合計	6	6,238,604	5,028,890	1,209,714
2. 固定資産	7			
(1) 基本財産	8			
定期預金	9	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	10	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産	11			
退職給付引当資産	12	751,067	750,970	97
青年部会周年行事引当資産	13	650,107	460,066	190,041
女性部会周年行事引当資産	14	640,242	250,220	390,022
周年行事引当資産	15	6,702,099	6,701,630	469
広報車輛買換引当資産	16	1,950,000	1,950,000	0
公益法人認定引当資産	17	400,779	400,745	34
特定資産合計	18	11,094,294	10,513,631	580,663
(3) その他固定資産	19			
車両運搬具	20	1	1	0
什器備品	21	87,502	210,141	-122,639
電話加入権	22	151,424	151,424	0
その他固定資産合計	23	238,927	361,566	-122,639
固定資産合計	24	16,333,221	15,875,197	458,024
資産合計	25	22,571,825	20,904,087	1,667,738
II 負債の部	26			
1. 流動負債	27			
前受金	28	256,220	0	256,220
預り金	29	662,423	673,104	-10,681
流動負債合計	30	918,643	673,104	245,539
2. 固定負債	31			
退職給付引当金	32	750,000	750,000	0
固定負債合計	33	750,000	750,000	0
負債合計	34	1,668,643	1,423,104	245,539
III 正味財産の部	35			
1. 指定正味財産	36			
指定正味財産合計	37	0	0	0
2. 一般正味財産	38			
一般正味財産合計	39	20,903,182	19,480,983	1,422,199
(うち基本財産への充当額)	40	5,000,000	5,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	41	10,343,227	9,760,000	583,227
正味財産合計	42	20,903,182	19,480,983	1,422,199
負債及び正味財産合計	43	22,571,825	20,904,087	1,667,738

正味財産増減計算書

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	424	1,062	-638
基本財産受取利息	424	1,062	-638
特定資産運用益	965	4,349	-3,384
特定資産受取利息	965	4,349	-3,384
受取会費	7,436,000	7,500,000	-64,000
正会員受取会費	7,382,000	7,446,000	-64,000
賛助会員受取会費	54,000	54,000	0
事業収益	3,332,818	2,849,427	483,391
研修事業収益	0	4,000	-4,000
広報事業収益	140,000	150,000	-10,000
福利厚生事業収益	237,558	341,427	-103,869
会員親睦事業収益	1,998,000	1,925,000	73,000
経営支援事業収益	0	29,000	-29,000
租税教育事業収益	10,000	10,000	0
税制提言事業収益	947,260	390,000	557,260
受取補助金等	5,791,200	5,802,900	-11,700
受取県連補助金	690,000	700,000	-10,000
受取全法連助成金	50,000	73,000	-23,000
受取全法連助成金振替額	5,051,200	5,029,900	21,300
受取負担金	522,000	535,500	-13,500
青年・女性部会受取負担金	522,000	535,500	-13,500
雑収益	401,713	424,535	-22,822
受取利息	79	1,340	-1,261
雑収益	401,634	423,195	-21,561
経常収益計	17,485,120	17,117,773	367,347
(2) 経常費用			
事業費	12,520,636	12,568,995	-48,359
役員報酬	1,986,000	2,037,000	-51,000
給料手当	1,831,925	1,863,115	-31,190
福利厚生費	267,195	289,091	-21,896
事務委託費	33,944	33,992	-48
会議費	2,978,709	2,713,270	265,439
旅費交通費	1,397,823	1,241,129	156,694
通信運搬費	566,406	573,625	-7,219
減価償却費	81,187	107,893	-26,706
消耗品費	617,493	760,087	-142,594
修繕費	0	70,314	-70,314
印刷製本費	600,252	693,234	-92,982
燃料費	11,726	15,774	-4,048
光熱水料費	51,139	55,249	-4,110
賃借料	412,928	423,534	-10,606
保険料	30,167	34,925	-4,758
諸謝金	311,722	498,271	-186,549
租税公課	8,539	4,889	3,650
諸会費	30,000	20,000	10,000
支払負担金	379,000	384,150	-5,150
委託費	41,040	41,040	0
会場費	161,752	281,228	-119,476
広告宣伝費	305,640	35,640	270,000
事務所管理費	223,923	229,676	-5,753
支払手数料	185,881	152,135	33,746

科 目		当年度	前年度	増 減
新聞図書費	55	6,245	8,302	-2,057
雑費	56	0	1,432	-1,432
管理費	57	3,470,285	3,356,379	113,906
役員報酬	58	1,014,000	963,000	51,000
給料手当	59	935,335	880,795	54,540
福利厚生費	60	136,434	136,665	-231
会議費	61	163,686	53,285	110,401
旅費交通費	62	78,685	76,551	2,134
通信運搬費	63	122,116	109,484	12,632
減価償却費	64	41,452	51,005	-9,553
消耗品費	65	149,781	197,211	-47,430
修繕費	66	0	33,240	-33,240
印刷製本費	67	16,063	11,093	4,970
燃料費	68	5,990	7,457	-1,467
光熱水料費	69	26,114	26,119	-5
賃借料	70	210,832	200,226	10,606
保険料	71	14,773	13,655	1,118
租税公課	72	4,361	2,311	2,050
諸会費	73	169,750	169,600	150
支払負担金	74	42,000	42,000	0
支払寄付金	75	20,000	0	20,000
会場費	76	30,380	83,980	-53,600
渉外慶弔費	77	115,200	89,310	25,890
表彰費	78	15,486	62,462	-46,976
事務所管理費	79	114,333	108,580	5,753
支払手数料	80	43,514	38,350	5,164
経常費用計	81	15,990,921	15,925,374	65,547
当期経常増減額	82	1,494,199	1,192,399	301,800
2. 経常外増減の部	83			
(1) 経常外収益	84			
経常外収益計	85	0	0	0
(2) 経常外費用	86			
経常外費用計	87	0	0	0
当期経常外増減額	88		0	0
税引前当期一般正味財産増減額	89	1,494,199	1,192,399	301,800
法人税、住民税及事業税	90	72,000	72,000	0
当期一般正味財産増減額	91	1,422,199	1,120,399	301,800
一般正味財産期首残高	92	19,480,983	18,360,584	1,120,399
一般正味財産期末残高	93	20,903,182	19,480,983	1,422,199
II 指定正味財産増減の部	94			
受取補助金等	95	5,051,200	5,029,900	21,300
受取全法連助成金振替額	96	5,051,200	5,029,900	21,300
一般正味財産への振替額	97	-5,051,200	-5,029,900	-21,300
一般正味財産への振替額	98	-5,051,200	-5,029,900	-21,300
当期指定正味財産増減額	99	0	0	0
指定正味財産期首残高	100	0	0	0
指定正味財産期末残高	101	0	0	0
IV 正味財産期末残高	102	20,903,182	19,480,983	1,422,199

正味財産増減計算書内訳表

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
		継1	継2	共通	小計	他1	他2	小計		
I 一般正味財産増減の部	1									
1. 経常増減の部	2									
(1) 経常収益	3									
基本財産運用益	4	0	0	0	0	0	0	0	424	424
基本財産受取利息	5	0	0	0	0	0	0	0	424	424
特定資産運用益	6	0	0	0	0	0	0	0	965	965
特定資産受取利息	7	0	0	0	0	0	0	0	965	965
受取会費	8	0	0	0	0	0	3,718,000	3,718,000	3,718,000	7,436,000
正会員受取会費	9	0	0	0	0	0	3,691,000	3,691,000	3,691,000	7,382,000
賛助会員受取会費	10	0	0	0	0	0	27,000	27,000	27,000	54,000
事業収益	11	1,097,260	0	0	1,097,260	237,558	1,998,000	2,235,558	0	3,332,818
研修事業収益	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広報事業収益	13	140,000	0	0	140,000	0	0	0	0	140,000
福利厚生事業収益	14	0	0	0	0	237,558	0	237,558	0	237,558
会員親睦事業収益	15	0	0	0	0	0	1,998,000	1,998,000	0	1,998,000
経営支援事業収益	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税教育事業収益	17	10,000	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
税制提言事業収益	18	947,260	0	0	947,260	0	0	0	0	947,260
受取補助金等	19	0	0	5,051,200	5,051,200	0	100,000	100,000	640,000	5,791,200
受取県連補助金	20	0	0	0	0	0	100,000	100,000	590,000	690,000
受取全法連助成金	21	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
受取全法連助成金振替額	22	0	0	5,051,200	5,051,200	0	0	0	0	5,051,200
受取負担金	23	0	0	0	0	0	522,000	522,000	0	522,000
青年・女性部会受取負担金	24	0	0	0	0	0	522,000	522,000	0	522,000
雑収益	25	0	0	16	16	2	0	2	401,695	401,713
受取利息	26	0	0	16	16	2	0	2	61	79
雑収益	27	0	0	0	0	0	0	0	401,634	401,634
経常収益計	28	1,097,260	0	5,051,216	6,148,476	237,560	6,338,000	6,575,560	4,761,084	17,485,120
(2) 経常費用	29									
事業費	30	4,759,760	3,134,774	0	7,894,534	425,133	4,200,969	4,626,102	0	12,520,636
役員報酬	31	600,000	924,000		1,524,000	138,000	324,000	462,000		1,986,000
給料手当	32	553,452	852,316		1,405,768	127,293	298,864	426,157		1,831,925
福利厚生費	33	80,724	124,316		205,040	18,565	43,590	62,155		267,195
事務委託費	34	33,944	0		33,944	0	0	0		33,944
会議費	35	99,402	13,356		112,758	0	2,865,951	2,865,951		2,978,709
旅費交通費	36	1,240,182	69,675		1,309,857	14,845	73,121	87,966		1,397,823
通信運搬費	37	399,502	111,271		510,773	16,617	39,016	55,633		566,406
減価償却費	38	24,528	37,773		62,301	5,641	13,245	18,886		81,187
消耗品費	39	368,500	137,727		506,227	20,384	90,882	111,266		617,493
修繕費	40	0	0		0	0	0	0		0
印刷製本費	41	577,299	15,636		592,935	2,185	5,132	7,317		600,252
燃料費	42	3,543	5,456		8,999	814	1,913	2,727		11,726
光熱水料費	43	15,450	23,793		39,243	3,553	8,343	11,896		51,139
賃借料	44	124,752	192,118		316,870	28,692	67,366	96,058		412,928
保険料	45	9,980	13,459		23,439	2,009	4,719	6,728		30,167
諸謝金	46	0	311,722		311,722	0	0	0		311,722
租税公課	47	2,580	3,973		6,553	593	1,393	1,986		8,539
諸会費	48	30,000	0		30,000	0	0	0		30,000
支払負担金	49	66,000	0		66,000	0	313,000	313,000		379,000
委託費	50	41,040	0		41,040	0	0	0		41,040

科 目		実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
		継1	継2	共通	小計	他1	他2	小計		
会場費	51	7,400	154,352		161,752	0	0	0		161,752
広告宣伝費	52	305,640	0		305,640	0	0	0		305,640
事務所管理費	53	67,651	104,182		171,833	15,559	36,531	52,090		223,923
支払手数料	54	101,946	39,649		141,595	30,383	13,903	44,286		185,881
新聞図書費	55	6,245	0		6,245	0	0	0		6,245
雑費	56	0	0		0	0	0	0		0
管理費	57								3,470,285	3,470,285
役員報酬	58								1,014,000	1,014,000
給料手当	59								935,335	935,335
福利厚生費	60								136,434	136,434
会議費	61								163,686	163,686
旅費交通費	62								78,685	78,685
通信運搬費	63								122,116	122,116
減価償却費	64								41,452	41,452
消耗品費	65								149,781	149,781
修繕費	66								0	0
印刷製本費	67								16,063	16,063
燃料費	68								5,990	5,990
光熱水料費	69								26,114	26,114
賃借料	70								210,832	210,832
保険料	71								14,773	14,773
租税公課	72								4,361	4,361
諸会費	73								169,750	169,750
支払負担金	74								42,000	42,000
支払寄付金	75								20,000	20,000
会場費	76								30,380	30,380
渉外慶弔費	77								115,200	115,200
表彰費	78								15,486	15,486
事務所管理費	79								114,333	114,333
支払手数料	80								43,514	43,514
経常費用計	81	4,759,760	3,134,774	0	7,894,534	425,133	4,200,969	4,626,102	3,470,285	15,990,921
当期経常増減額	82	-3,662,500	-3,134,774	5,051,216	-1,746,058	-187,573	2,137,031	1,949,458	1,290,799	1,494,199
2. 経常外増減の部	83									
(1) 経常外収益	84									
経常外収益計	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	86									
経常外費用計	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	89	-3,662,500	-3,134,774	5,051,216	-1,746,058	-187,573	2,137,031	1,949,458	1,290,799	1,494,199
法人税、住民税及び事業税	90	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	72,000
当期一般正味財産増減額	91	-3,662,500	-3,134,774	5,051,216	-1,746,058	-259,573	2,137,031	1,877,458	1,290,799	1,422,199
一般正味財産期首残高	92	-14,088,801	-11,230,307	20,053,500	-5,265,608	-177,136	4,034,587	3,857,451	20,889,140	19,480,983
一般正味財産期末残高	93	-17,751,301	-14,365,081	25,104,716	-7,011,666	-436,709	6,171,618	5,734,909	22,179,939	20,903,182
II 指定正味財産増減の部	94									
受取全法連助成金	95			5,051,200	5,051,200					5,051,200
一般正味財産への振替額	96			-5,051,200	-5,051,200					-5,051,200
当期指定正味財産増減額	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	100	-17,751,301	-14,365,081	25,104,716	-7,011,666	-436,709	6,171,618	5,734,909	22,179,939	20,903,182

※「継1」…税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業、「継2」…地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業、「他1」…会員の福利厚生等に資する事業、「他2」…会員の交流に資するための事業、「法人会計」…管理費及びその他目的を達成するために必要な事業

財産目録

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金	運転資金として	5,652,136	1
		北伊勢上野信用金庫		3,918,806	2
		百五銀行		1,026,811	3
		三重銀行		7,802	4
		中京銀行		1,885	5
		第三銀行		8,838	6
		滋賀銀行		6,575	7
		南都銀行		3,435	8
		伊賀北部農協		5,724	9
		保険口(上野支部)		475,043	10
		名張上信(簡保用)		1	11
		名張中京(簡保用)		15	12
		青年部会		150,572	13
		女性部会		46,629	14
		前払金		276,048	15
	仮払金		310,420	16	
流動資産合計				6,238,604	17
(固定資産)	基本財産	定期預金	運用益を管理運営の財源として使用している	5,000,000	18
		特定資産		11,094,294	20
	その他固定資産	退職給付引当資産	役員1名に対する退職金の支払に備えたもの	751,067	21
		青年部会周年行事引当資産		650,107	22
		女性部会周年行事引当資産		640,242	23
		周年行事引当資産		6,702,099	24
		広報車輛買換引当資産		1,950,000	25
		公益法人認定引当資産		400,779	26
		車両運搬具	事務局用車	238,927	27
		什器備品	PC、プリンター、複合機	1	28
		電話加入権		87,502	29
				151,424	30
	固定資産合計				16,333,221
資産合計				22,571,825	32
(流動負債)	前受金			256,220	33
	預り金			662,423	35
	簡易保険預り金			295,543	36
	源泉所得税預り金			58,645	37
	源泉住民税預り金			43,868	38
	健康保険料預り金			6,571	39
	厚生年金保険料預り金			40,592	40
	雇用保険預り金			76,689	41
	その他			140,515	42
	流動負債合計				918,643
(固定負債)	退職給付引当金		役員1名に対する退職金の支払に備えたもの	750,000	44
固定負債合計				750,000	45
負債合計				1,668,643	46
正味財産				20,903,182	47

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
直接法による定額法で減価償却を実施している。
- (2) 引当金の計上基準
退職給付引当金は、年度末の要支給額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税込額で表示している。

2. 基本財産及び特定資産の増額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	750,970	97	0	751,067
青年部会周年事業引当資産	460,066	190,041	0	650,107
女性部会周年事業引当資産	250,220	390,022	0	640,242
周年事業引当資産	6,701,630	469	0	6,702,099
広報車買換引当資産	1,950,000	0	0	1,950,000
公益法人認定対策引当資産	400,745	34	0	400,779
小計	10,513,631	580,663	0	11,094,294
合計	15,513,631	580,663	0	16,094,294

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000		(5,000,000)	
小計	5,000,000	0	(5,000,000)	
特定資産				
退職給付引当資産	751,067			(751,067)
青年部会周年事業引当資産	650,107		(650,107)	
女性部会周年事業引当資産	640,242		(640,242)	
周年事業引当資産	6,702,099		(6,702,099)	
広報車買換引当資産	1,950,000		(1,950,000)	
公益法人認定対策引当資産	400,779		(400,779)	
小計	11,094,294	0	(10,343,227)	(751,067)
合計	16,094,294	0	(15,343,227)	(751,067)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,009,764	1,009,763	1
什器備品	750,750	663,248	87,502
合計	1,760,514	1,673,011	87,503

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期末減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
県連補助金	一般社団法人 三重県法人会連合会	0	690,000	690,000	0	
助成金						
受取全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合		50,000	50,000	0	
全法連助成金		0	5,051,200	5,051,200	0	
合 計		0	5,791,200	5,791,200		

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	5,051,200
合 計	5,051,200

7. 簡易保険取扱事務手数料／一般社団法人伊賀法人会簡易保険料払込団体会計報告

簡易保険取扱事務手数料は、一般社団法人伊賀法人会簡易保険料払込団体から受け入れた金額である。

(単位:円)

項 目	金 額
上野郵便局(かんぽ生命)取りまとめ保険料	7,388,731
上野郵便局(かんぽ生命)への払込合計金額	6,945,277
うち福利厚生制度費として構成員(契約者)へ還付	295,543
うち母体会へ受け入れ簡易保険取扱事務手数料として計上額	147,911

項 目	金 額
名張郵便局(かんぽ生命)取りまとめ保険料	2,452,230
納付時控除額	105,480
上野郵便局(かんぽ生命)への払込合計金額	2,305,086
うち母体会へ受け入れ簡易保険取扱事務手数料として計上額	41,664

項 目	金 額
上野局・名張局(かんぽ生命)取りまとめ保険料	9,840,961
上野郵便局(かんぽ生命)への払込合計金額	9,250,363
うち福利厚生制度費として構成員(契約者)へ還付	401,023
うち母体会へ受け入れ簡易保険取扱事務手数料として計上額	189,575

8. 実施事業資産

(単位:円)

実施事業資産は、次のとおりである。

科 目	取得価額	継続事業 配賦割合	実施事業 資産の額
車両運搬具	1,009,764	50.8%	512,960
什器備品	750,750	50.8%	381,381
電話加入権	151,424	50.8%	76,923
合 計	1,911,938		971,265

監査報告書

一般社団法人 伊賀法人会
会長 柘植 満博 殿

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局等との意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成29年4月10日

一般社団法人 伊賀法人会

監事 森岡 高臣 ㊞

監事 沖 篤 義 ㊞

公益目的支出計画完了予定日延長計画書

I. 理由

当初、「公益目的支出消化額」(継続事業 当期経常増減額)は「2,618,462円」であったが、財政が厳しいことから財政再建のため事業(ベテラン職員1名の退職により「給料手当」「福利厚生費」の減少・事務局移転に伴う「賃借料」「光熱水料費」の減少・広報誌の見直しによる「印刷製本費」「通信運搬費」の減少・「会議費」「会場費」の減少等)について見直しを行った。

その結果、「公益目的支出消化額」(継続事業 当期経常増減額)が減少となるため、平成30年度(平成31年3月31日)に公益目的支出計画が完了しないことから「公益目的支出計画変更許可申請」にて完了予定日の変更を行う。

II. 平成28年度末日までの公益目的支出計画実施報告書の概要

《当初申請》

1. 公益目的財産額(算定日:平成25年3月31日)	14,562,471 円
2. 公益目的収支差額	2,618,462 円
3. 公益目的支出計画完了予定期間(1÷2)	6年間
4. 公益目的支出計画完了予定事業年度の末日	平成 31 年3月31日

《平成28年度末日までの実績》

5. 平成28年度までの公益目的収支差額(平成25年度からの累積)	5,901,096 円
6. 平成28年度末日の公益目的財産残額(1-5)	8,661,375 円

※ 上記表において「5. 平成28年度末日の公益目的財産残額」が8,661,375円となり、当初申請の「公益目的支出計画完了予定事業年度の末日」となる平成31年3月31日(平成30年度)までに完了することができない。

III. 公益目的支出計画の実施の見込み

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
公益目的財産額	14,562,471	14,562,471	14,562,471	14,562,471	14,562,471	
公益目的収支差額 見込み(累計)	7,652,152	9,403,208	11,154,264	12,905,320	14,656,376	
公益目的財産残額 見込み	6,910,319	5,159,263	3,408,207	1,657,151	-93,905	

注)公益目的収支差額見込(累計)については、平成25年度からの累計となります。

IV. 各事業年度における実施事業等(継続事業)の見込み

継続事業に係る公益目的支出及び実施事業収入の見込み明細は下記のとおりです。

事業区分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
①公益目的支出の額 (費用の額)	7,381,056	7,381,056	7,381,056	7,381,056	7,381,056	
継1(税環境整備)	4,253,671	4,253,671	4,253,671	4,253,671	4,253,671	
継2(法人会支援事業)	3,127,385	3,127,385	3,127,385	3,127,385	3,127,385	
②実施事業収入の額 (収益の額)	5,630,000	5,630,000	5,630,000	5,630,000	5,630,000	
継1(税環境整備)	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	
継2(法人会支援事業)	0	0	0	0	0	
継続共通	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
③公益目的収支差額 (①-②)	1,751,056	1,751,056	1,751,056	1,751,056	1,751,056	

V. 公益目的支出完了予定日(延長期間)

延長申請前		延長申請後	公益目的実施計画の実施期間
平成31年3月31日	→	平成34年3月31日	平成29年度より5年間

VI. 公益目的支出計画変更手続きの会長一任について

本変更手続き及び軽微な修正等については、会長一任とする。

一般社団法人伊賀法人会 社員総会運営規則(案)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人伊賀法人会（以下「本会」という。）の定款に定める社員総会（以下「総会」という。）に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面により議決権行使ができるとする場合はその旨
- (4) 電磁的方法により議決権行使ができるとする場合はその旨
- (5) (3) 又は (4) を定めた場合は次に掲げる事項
 - イ 社員総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 特定の時をもって、書面又は電磁的方法による議決権行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数
その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときはその旨）
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、前条各号に掲げる事項を記載した書面及び総会参考書類、出席票ほか必要な書類をもって、総会の開催日の1週間前（ただし、前条(3) 又は(4) を定めた場合は2週間前）までに会員に対して通知しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会招集を議決した理事会当日における会員を、当該総会に関して議決権を有する会員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(会員等の出席)

第6条 総会に出席する会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

- 2 会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において、第1項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(会員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 本会の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長)

第8条 議長は、会長がこれに当たり、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 第1項の会長が出席しないときは、その総会の議長は、定款第21条（理事の職務権限）に基づき、出席した副会長の中から選出する。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 会員の代表者又はその従業員若しくはその代理人として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 総会の秩序を乱した者

4 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第43条、第44条又は第49条第3項の規定により会員から提案があった場合、議長はその会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、

- 採決することができる。
- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
 - 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
 - 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
 - 5 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた会員の議決権の数
- (3) 前項の議決権の数には、会員からの委任状の数を含むものとする。ただし、委任状は総会開催日の前日までに提出されなければならない。

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、書面又は電磁的方法をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(議事の結果の報告)

第23条 議長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関紙等に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、専務理事（事務局長及び総務担当職員等）がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、平成29年5月24日から施行する。
(平成29年5月24日 平成29年度通常総会承認)

「別 表」

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

一般社団法人伊賀法人会 役員名簿(案)

役職名	氏名	法人名	〒	住所
1	上田 一 善	北伊勢上野信用金庫	518-0861	伊賀市上野東町2946
2	辻本 俊 志	(株)大道建設	518-0722	名張市松崎町1428
3	川口 佳 秀	川口栄蔵(株)	518-0445	名張市瀬古口455-6
4	佐々木 廣明	(一社)伊賀法人会	518-0873	伊賀市上野丸之内500
5	山本 禎 昭	上野電工(株)	518-0842	伊賀市上野桑町2219
6	木戸 博	上野商工会議所	518-0873	伊賀市上野丸之内500
7	増岡 孝 則	名張商工会議所	518-0729	名張市南町822-2
8	今井 康 之	(株)ミエ安全	518-0835	伊賀市緑ヶ丘南町2281-3
9	永尾 勉	永尾不動産(株)	518-0622	名張市桔梗が丘2-4-33
10	上田 律 子	マルソー上田(株)	518-0033	伊賀市大野木1408
11	道山 浩 二	(株)賀門	518-0869	伊賀市上野中町2993
12	中谷 幸 雄	(株)亀井商事	518-0441	名張市夏見3180-1
13	内田 克 宏	(株)内金	518-0822	伊賀市問屋町23
14	秋本 隆 繁	(株)秋本天産物	518-1326	伊賀市横山3567-1
15	山本 大 介	(有)ビルディック	518-0226	伊賀市阿保1794-7
16	長谷川 久美子	(株)長谷川鋳金	518-0112	伊賀市上林849-19
17	池澤 素 直	上野印刷(株)	518-0823	伊賀市四十九町2110
18	北村 論	上野ハウス(株)	518-0835	伊賀市緑ヶ丘南町2332
19	木宮 康 介	(株)木宮	518-0822	伊賀市問屋町22
20	蔵田 弘 幸	社会医療法人 畿内会	518-0842	伊賀市上野桑町1734
21	榊原 良 行	(株)サカキバラ	518-0022	伊賀市三田1157
22	杉本 安 司	上野ガス(株)	518-0838	伊賀市上野茅町2706
23	廣井 一 夫	(資)広井時計眼鏡店	518-0865	伊賀市上野魚町2892-1
24	福井 敏 雄	森下弁柄工業(株)	518-0823	伊賀市四十九町2397
25	本城 圭 祐	伊賀越(株)	518-0822	伊賀市問屋町67
26	松井 陽 樹	(株)サンショク	518-0809	伊賀市西明寺2870
27	三村 昇	余野郡建材(株)	518-0802	伊賀市平野樋ノ口277-1
28	宮崎 慶 一	養肝漬宮崎屋(株)	518-0869	伊賀市上野中町3017
29	保田 耕 三郎	小川整備(株)	518-0825	伊賀市小田町743-2
30	結城 好 一	(有)ティアラ	518-0227	伊賀市青山羽根64
31	吉田 妙 子	(有)吉田経営ブレーン	518-0824	伊賀市守田町21-3
32	松原 克 文	松新木材(株)	518-0226	伊賀市阿保430-1
33	岡山 博 宣	(株)伊和新聞社	518-0710	名張市上八町1482
34	小川 貴 司	(株)赤目山水園	518-0464	名張市赤目町柏原1203
35	勝木 祥 文	(有)かつき	518-0441	名張市夏見301
36	上田 昌 司	オキツモ(株)	518-0751	名張市蔵持芝出1109-7
37	龜山 仁 保	丸三急送(株)	518-0605	名張市八幡1300-65
38	菊山 賢 二	(株)丸栄建設	518-0722	名張市松崎町1440-1
39	田中 秀 穂	田中センイ(株)	518-0723	名張市木屋町1369-1
40	辻本 弘 一	(株)辻本精工	518-0605	名張市八幡18
41	寺田 宏 司	(医)寺田病院	518-0441	名張市夏見3260-1
42	西田 哲 也	(有)小木屋食品	518-0721	名張市朝日町1546
43	伊藤 英 次	(有)手づくり農園	518-0464	名張市赤目町柏原186-3
44	上田 晴 宣	(株)アドバンスコープ	518-0444	名張市箕曲中村18-2
45	岡山 幹 治	(株)岡山工務店	518-1422	伊賀市平田384
46	谷 武 尚	(株)谷石材	518-0016	伊賀市山神31-7
47	田中 保 行	(株)田中屋	518-0726	名張市本町322
48	宮崎 秀 生	(株)伊勢丈	518-0605	名張市八幡1891-4
1	森岡 高 臣	伊賀市商工会	519-1412	伊賀市下柘植723-1
2	岡森 久 剛	中外医薬生産(株)	518-0131	伊賀市ゆめが丘7-5-5
3	玉置 英 治	(株)対泉閣	518-0469	名張市赤目町長坂682

平成28年度 公益目的支出計画実施報告書

一般社団法人伊賀法人会

I. 趣旨

従来、公益法人として税制上の優遇措置を受けて形成された財産が一般社団法人化後も無制限に公益目的以外で使われないよう、公益目的支出計画に基づき、公益目的財産額を一定期間内に使用し、毎期その実施状況を報告する義務があります。

II. 公益目的支出計画実施報告書の概要

1. 公益目的財産額(算定日:平成25年3月31日)	14,562,471 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	5,901,096 円
①前事業年度の末日の公益目的収支差額	4,155,038 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	7,894,534 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	6,148,476 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額(1-2)	8,661,375 円
(参考)貸借対照表上の正味財産の額	20,903,182 円
公益目的支出計画完了予定事業年度の末日	平成 31 年3月31日

III. 実施事業等(継続事業及びその他事業)の状況

継続事業(継1・2)及びその他事業(他1・2)の実施状況は、事業報告書のとおりです。
また、継続事業に係る公益目的支出及び実施事業収入の明細は下記のとおりです。

事業区分	①公益目的支出の額 (費用の額)	②実施事業収入の額 (収益の額)	(①-②)の額
継1(税環境整備)	4,759,760 円	1,097,260 円	3,662,500 円
継2(地域社会貢献)	3,134,774 円	0 円	3,134,774 円
継続共通	円	5,051,216 円	-5,051,216 円
合計	7,894,534 円	6,148,476 円	1,746,058 円

IV. 時価評価資産等の状況

1. 算定日に有していた時価評価資産の状況

該当する資産は保有していない。

2. 引当金の明細

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付に備えるため		継1,2
	750,000 円	円	円	0 円	750,000 円

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

一般社団法人 伊賀法人会
会 長 柘植 満博 殿

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の公益目的支出計画実施報告書に関する監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局等との意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

平成29年4月10日

一般社団法人 伊賀法人会

監 事 森 岡 高 臣 ㊞

監 事 沖 篤 義 ㊞

平成 29 年度 事業計画

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

I 平成 29 年度活動理念

当会では「法人会の理念」に則り、法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献するため、一体となって組織的な事業活動を展開します。

また、法人会活動の更なる活性化のために、会員確保及び会財政の健全化の対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される法人会の確立を目指すために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組みます。

II 基本方針

1 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策について、会員に対する普及活動はもとより、広く一般にも目を向けた活動の実施を講ずるものとし、税制関連の研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等により会員及び非会員に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小学校児童に対する租税教室の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛事業を積極的に実施するとともに、税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、e-Tax 普及のために、税務当局及び税務関連団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業並びに会員企業の更なる利用推進に努める。

2 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

3 研修の充実と研修支援活動の推進

法人会の基幹事業である税法・税務関係研修をはじめ、企業経営の健全化並びにその発展に資するために、多種多様な研修・セミナーの開催に積極的に努める。

開催に当たっては、会員等のニーズを的確に把握し、その内容が魅力あるものとなるよう十分検討する。

なお、会員企業に加えて一般にも対象を広げ公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。また、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、各種の経営支援事業を推進する。

4 広報活動の推進

法人会の知名度向上、会員への会活動の周知、会員加入勧奨のための広報活動を充実させるとともに、広く一般に対しての税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動の推進に努める。

ホームページや広報誌等の内容の充実を図り、特に、公益的な事業については、広報活動を積極的に推進する。

5 社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められ、民間活力による社会への貢献が重要な課題になることから、組織力を十分に活かし、積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施する。

また、関連機関と協力して取り組むとともに、地域教育機関等との連携のもと租税教育を積極的に推進する。

6 関係外部機関との連絡協調

上野税務署などの税務関係諸官署及び伊賀青色申告会等の税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとって欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密になるよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施に当たっては、地方公共団体及び地域関係諸団体との協調に努める。

7 法人会体制の整備

時代に即した組織運営体制が望まれ、適切に対応することに配慮しつつ、諸規程・管理体制等所要の整備を行い、三重県法人会連合会及び他会との連携強化に努める。

また、ITを活用した新たな会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備や個人情報の管理の徹底を図る。

III 主な事業計画

実施事業

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（継1）

【事業の趣旨】

本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、平成元年7月の創設当時より、正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにすべての中小企業に相応しい税制確立のための提言活動を行っている。

また、地域企業に、より適正な申告と納税が行われるよう研修会や説明会、講習会、広報活動並びに税制提言活動を行い、税務行政が円滑に執行されることを目的として、国政の健全な運営の確保に資する事業を行う。

【事業の内容】

【1】税知識の普及を目的とする事業（継1・研修相談事業）

国税及び地方税に係る官公署等との連絡協調のもと、健全な納税者団体として研修会を通じて税知識の普及に努める。

(1) 税法・税務関係研修

<本 会>

イ 決算期別説明会

上野税務署法人課税担当官が講師となり、正しい決算処理及び税務申告の習得を目的として、年4回（6月、9月、12月、3月）開催する。会員企業及び関係団体会員は無料、非会員は有料とし、ホームページ及び公式フェイスブックページ並びに関係機関広報誌等に掲載する方法で周知を図る。

ロ 税務研修会

上野税務署法人課税担当官を講師として、法人税、所得税、消費税及び相続税に関する改正情報や、源泉所得税に係る実務並びにe-Tax等の税務手続きに関する事項をテーマとして開催する。

<青年部会>

① 上野税務署長・法人課税部門統括国税調査官を講師として、国税に関する研修会を開催する。

② 上野税務署担当官または税理士を講師として、税務研修会を開催する。

③ 伊賀間税会の共催により、上野税務署担当官を講師として、e-Tax等ITに関連する事項をテーマとして研修会を開催する。

<女性部会>

① 上野税務署長・法人課税部門統括国税調査官を講師として、国税に関する研修会を開催する。

(2) 新設法人説明会

上野税務署主催で、上野税務署管内において新たに設立された全法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として、3月に開催する。

本会は説明会の開催に当たり、会場の手配や受付等運営全般に係る形で協力する。

(3) ホームページ及び公式フェイスブックページ並びに広報誌による税情報の発信

<本 会>

各種研修会、説明会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報を掲載しており、国税庁ホームページへのリンクを行うことにより、適宜必要な税に関する情報を会員以外でも閲覧可能な方法により提供する。

また、昨年度、本会及び女性部会会報誌を一本化、「いが日和」として年2回（8月、1月）に1,500部発行、上野税務署管内の商工会や商工会議所窓口などに設置することで会員以外に向けた周知に努める。

<青年部会>

事業報告等をホームページ及び公式フェイスブックページに随時掲載し、会員並びに一般への周知に取り組む。

本会広報誌「いが日和」に青年部会だよりを掲載し、活動の詳細を報告する。

<女性部会>

事業報告等をホームページ及び公式フェイスブックページに随時掲載し、会員並びに一般への周知に取り組む。

本会広報誌「いが日和」に女性部会だよりを掲載し、活動の詳細を報告する。

【2】納税意識の高揚を目的とする事業（継1・租税教育事業）

国税庁の定める「税を考える週間（11/11～11/17）」においては、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育事業を通じて納税意識の高揚に努め、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、国政の健全な運営の確保に資することを目的とした事業を行う。

(1) 税金クイズ大会

<本会主催><青年部会主管>

一般参加型「第9回税金クイズ大会」（主催：本会、主管：青年部会）を開催し、楽しみながら納税意識の高揚を図る事業の充実に努める。

また、税に関するチラシやグッズを製作及び配布することにより、納税意識の高揚を図る内容となるよう十分に検討して実施する。

(2) 伊賀・税ウォッチング

<青年部会>

8月、上野税務署管内の小学生を対象に、税金活用施設見学ツアーを計画、実施する。

募集要項は伊賀市・名張市の広報、各ケーブルテレビ、チラシの配布、ホームページ及び公式フェイスブックページでの告知を行い児童を広く公募する。

楽しみながら納税意識の高揚を図ることができる内容であること、次代を担う子どもたちに働くことの意義や楽しさを伝えることのできる内容となるよう計画実施する。

(3) 税に関する絵はがきコンクール

<女性部会>

上野税務署管内の全小学校児童6年生を対象に、夏休みの課題作品として募集活動を行い、

絵はがきを描くことで楽しみながら納税意識の高揚を図ることができる内容とする。

また、優秀作品については表彰を行い、伊賀市・名張市内の諸施設において「税を考える週間」に合わせ展示を行う。

(4) 租税教室

<青年部会>

上野税務署で行われる「租税教室講師養成講座」に会員が参加し、管内の小学校において租税教室を実施する。

税金の種類、使われ方、その必要性を説くことにより、納税意識並びに労働意欲の向上と健全な社会の構築を目指す。

<女性部会>

上野税務署管内の小学低学年児童を対象に、オリジナル紙芝居による租税教室を開催する。地域の特色を活かした「忍者衣裳」での上演で児童が関心を持てるよう工夫を凝らし、楽しみながら税の必要性を学ぶ授業を行うことで、納税意識の高揚を図ることとする。

【3】税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（継1・税制提言事業）

(1) 税制改正提言事業

<本 会>

公益財団法人全国法人会総連合（全法連）においては、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制及び税務に関する提言を行うため、全国各法人会会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を行っている。

本会においても会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会（三重県連）を通じて全法連に上申する。

税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっており、全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため、国レベル、県連レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望する。

また10月5日、福井市で開催予定の「法人会全国大会（福井大会）」に参加し、発表された税制及び税務に関する提言書を、伊賀市・伊賀市議会、名張市・名張市議会に提出し、積極的な要望活動を実施する。

なお、税制及び税務に関する提言書については、本会及び全法連のホームページにおいて公開する。

(2) 全国青年の集い（第31回法人会全国青年の集い「高知大会」）

<青年部会>

全国の青年経営者が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を、全法連の主催で行う。

特に近年は「税のオピニオンリーダー」としての自覚のもと、全国の青年部会が足並みをそろえて「租税教育事業」の新たな発展を図るために、全国からエントリーされた活動事例発表を通じ「租税教育事業」の新たな発展を図るための場が設けられるため、積極的に参加するものとし、この大会で学んだノウハウや問題点を今後の事業に活かすこととする。

意見交換及び討論によりまとめられた内容は、ホームページに掲載し、法人会の存在意義を広く地域社会に知らしめながら、租税教育などの公益的な事業を、これまで以上に主体的に実施するよう努める。

(3) 全国女性フォーラム（第12回全国女性フォーラム「鹿児島大会」）

<女性部会>

この事業は全法連主催により、4月7日、鹿児島県鹿児島市にて開催予定で、全国の女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等に寄与するための情報交換、意見交

換並びに記念講演会が行われる。

特に女性部会は多様化する法人会事業の担い手として大きな役割を有しており、女性の視点に立った租税教育等の事例発表から、そのノウハウや課題点を学び取り、今後の事業に活かすよう努める。

意見交換及び討論によりまとめられた内容は、ホームページに掲載し、法人会の存在意義を広く地域社会に知らしめながら、租税教育などの公益的な事業を、これまで以上に主体的に実施するよう努める。

(4) 一般社団法人三重県法人会連合会青年部会連絡協議会

三重県内の8単位会の青年部会員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を行う。

特に各法人会が展開する事業の担い手として「法人会活動を活性化するために青年部会に求められるもの」を毎回のテーマに開催。

意見交換及び討論により取りまとめられた内容はホームページに掲載し周知する。

また記念講演会では主管単位会のホームページに掲載要領等を掲載し、非会員にも参加を呼び掛けている。

この事業は、三重県連が主催し、各単位会が持ち回りで主管し隔年で開催、平成29年度は四日市会が担当で開催される。

さらに、三重県、愛知県、静岡県、岐阜県の4県で東海大会を開催し、広く情報交換、意見交換並びに討論を行う。

(5) 一般社団法人三重県法人会連合会女性部会連絡協議会

三重県内の8単位会の女性部会員が集い、税制・財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに討論を行う。

特に各法人会が展開する事業の担い手として「法人会活動を活性化するために女性部会に求められるもの」を毎回のテーマに開催。

意見交換及び討論により取りまとめられた内容はホームページに掲載し周知する。

また記念講演会では主管単位会のホームページに掲載要領等を掲載し、非会員にも参加を呼び掛けている。

この事業は、三重県連が主催し、各単位会が持ち回りで主管し隔年で開催することとなり、平成29年度の開催は見合される。

さらに、三重県、愛知県、静岡県、岐阜県の4県で女性部会連絡協議会を開催し、広く情報交換、意見交換並びに討論を行う。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（継続2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げ活動を行う。

そして、平成8年より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うことになり、本会も、主に上野税務署管内の地域企業の経営に役立つ研修会を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、「地域社会への貢献を目的とする事業」を行う。

【事業の内容】

【1】地域企業の健全な発展に資する事業（継2：経営支援事業）

本会が存する上野税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るために、地域企業の経営に役立つ会計、経営、労務、法務など必要なテーマを選定し、研修会を行うことで地域企業の健全な発展に資する事業を行う。

なお、これらの研修会等の案内は、ホームページや公式フェイスブックページに掲示板に掲示し会員以外の参加も有料で可能とする。

(1) 経営勉強会

<本 会>

総会に先立ち、無料公開事業として講演会を開催する。

<青年部会>

① IT推進勉強会（伊賀間税会との共催）

日々新たに移り変わるIT環境とそれを経営に活かす方法などをテーマに勉強会を開催する。会員は無料、非会員は有料とし、ホームページ及び公式フェイスブックページ並びに関係機関広報誌等に掲載する方法で周知を図ることとする。

② 経営勉強会

外部から専門知識を有する講師を招き、企業を経営するにあたって知っておくべき知識の習得を目指す。

無料公開事業として広く一般にも開放し、地域企業の健全な発展と地域住民への啓発活動につなげることを目的とする。

③ 新春講演会

新年を迎えるにあたり、会員同士の交流及び一般公開の講演会等を企画し、新年にふさわしい事業とする。

<女性部会>

新年を迎えるにあたり、会員同士の交流及び一般公開の講演会等を企画し、新年にふさわしい事業とする。

【2】地域企業の健全な発展に資する事業（継2：社会貢献事業）

本会が存する上野税務署管内を中心とした地域社会への貢献を図るために、地域住民を対象として地域企業の健全な発展に資する事業に積極的に取り組む。

(1) 使用済み切手及び未使用タオル収集

<女性部会>

主に、本会会員を対象として、使用済み切手と未使用タオルの寄付を募り、(公社)日本キリスト教海外医療協力会や地域の社会福祉施設等に寄贈し、社会福祉活動の充実に図る。

IV その他事業等

1 会員の福利厚生等に資する事業（他1）

【事業の趣旨】

企業が安定して発展することを目的として、会員企業が経営者及びその従業員のリスクをカバーするための福利厚生制度としての保険契約の提供に係る事業を行っていることから、企業の資金面の安定化のために融資の円滑化のための事業を行う。

【事業の内容】

(1) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務

総務省所管の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移管された簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金業務を本会が行っている。

団体取扱いによる割引制度が適用されることで、地域企業で働く者の福利厚生の充実に寄与することを目的としている。

(2) 経営者大型総合保障制度の普及・推進

当該制度は、経営者や従業員の病气・事故による死亡、高度障害、入院等、国内外を問わず保障する全法連の制度であり、本会では地域企業の福利厚生制度の充実に経営安定化のため、普及・推進に努める。

(3) 任意労災全プランの普及・推進

当制度は、政府労災保険の上乗せ保障制度で、労災認定を待たずに工作中や通勤途中の事故による傷害に対応する全法連の制度であり、本会では地域企業の経営安定化のための普及・推進に努める。

(4) がん保険制度の普及・推進

本会では地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、全法連のがん保険制度の普及・推進に努める。

(5) 医療保険の普及・推進

当制度は、医療技術の発展に伴う治療費の高額化に対応するために、病気や怪我による入院の保障を図るための制度であり、本会では地域企業の経営安定化のための普及・推進に努める。

(6) 生活習慣病検診

当該制度は会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病検診を実施する。

本会では会員企業の福利厚生制度の充実のため普及・推進に努める。

(7) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及・推進

当該制度は、会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは、遅延の発生等により売掛債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする三重県連の制度で、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のための普及・推進に努める。

(8) 堤携ローン（案内・周知）の普及・推進

当該制度は、北伊勢上野信用金庫（地域活性化連携ローン「力」）、株式会社百五銀行（百五ビジネスローン「まねき猫」法人型）に借入を希望する会員が利用することができる。

また、北伊勢上野信用金庫及び株式会社百五銀行に対して「会員証明書」を発行することにより、融資事務手数料が有利となるため、本会では、地域企業の経営の安定化のため普及・推進に努める。

2 会員の交流に資するための事業（他2）

【事業の趣旨】

多業種で構成された会員のため、様々な情報交換等の交流に資するための事業を行う。

【事業の内容】

【1】会員増強事業（他2・会員増強事業）

(1) 情報交換会

総会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的に開催する。

<本 会>

5月24日、ホテルローザブランカにおいて開催の平成29年度通常総会後に開催する。

<青年部会>

5月25日、ヒルホテルサンピア伊賀において開催の平成29年度通常総会後に開催する。

<女性部会>

4月21日、名張市美旗市民センターにおいて開催の平成29年度通常総会後に開催する。

(2) 新年懇談会

新年を迎えるにあたり青年部会及び女性部会の会員が交流することを目的に開催する。

<青年部会>

1月、会員同士の交流を深めることを目的に新春事業後に懇談会を開催する。

<女性部会>

1月、会員同士の交流を深めることを目的に新春懇談会を開催する。

(3) 役員懇談会

<本 会>

本会の運営に携わっている理事及び監事が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的に、理事会後開催する。

【2】会員支援事業（他2・会員支援事業）

(1) 施設等見学会

バス等を利用し施設等の見学会を行い、車中では税金クイズを実施し、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的に開催する。

<本 会>

バス等を利用し施設等の見学会を行い、車中では税金クイズを実施し、税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的に開催する。

<女性部会>

6月、バス等を利用し施設等の見学会を行い、車中では税金クイズを実施し、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的に開催する。

(2) スポーツ交流会

ボウリング等のスポーツを通じて、参加者の交流と伊賀青色申告会との交流を深めることを目的に開催する。

<本 会>

昨年度起ち上げたゴルフ同好会は会員数が100名を超え、大変有意義であったことから、本年度も引き続き、会員相互の交流を深めることを目的に交流ゴルフコンペを開催する。

<青年部会>

① 合同ボウリング大会

9月、上野税務署、伊賀青色申告会青年部、(一社)伊賀法人会女性部会との交流を深めることを目的に、合同ボウリング大会を開催する。

② 交流ゴルフコンペ

会員相互の交流を深めることを目的に本会ゴルフ同好会への参加を促し、交流ゴルフコンペに積極的に参加する。

③ 合同ソフトボール大会

伊賀青色申告会青年部主催のソフトボール大会に参加し、納税協力団体として更に交流を深め、協同一致して取り組む。

(3) 親子交流会

<青年部会>

本会会員を対象として、親子の触れ合いを楽しむ機会を提供するとともに、会員相互の交流を深めることを目的に実施する。

収支予算書（損益ベース）

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	番号	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部	1			
1. 経常増減の部	2			
(1) 経常収益	3			
基本財産運用益	4	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	5	1,000	1,000	0
受取会費	6	7,254,000	7,054,000	200,000
正会員受取会費	7	7,200,000	7,000,000	200,000
賛助会員受取会費	8	54,000	54,000	0
事業収益	9	2,582,500	3,014,500	-432,000
広報事業収益	10	110,000	110,000	0
福利厚生事業収益	11	67,500	212,500	-145,000
会員親睦事業収益	12	1,885,000	1,872,000	13,000
経営支援事業収益	13	0	50,000	-50,000
税制提言事業収益	14	520,000	770,000	-250,000
受取補助金等	15	5,250,000	5,150,000	100,000
受取県連補助金	16	200,000	100,000	100,000
受取全法連助成金振替額	17	5,050,000	5,050,000	0
受取負担金	18	525,000	534,000	-9,000
青年・女性部会受取負担金	19	525,000	534,000	-9,000
雑収益	20	191,254	200,454	-9,200
雑収益	21	191,254	200,454	-9,200
経常収益計	22	15,803,754	15,953,954	-150,200
(2) 経常費用	23			
事業費	24	12,259,149	12,540,527	-281,378
役員報酬	25	1,986,000	2,010,000	-24,000
給料手当	26	1,853,600	1,839,150	14,450
福利厚生費	27	244,940	234,500	10,440
事務委託費	28	36,000	36,000	0
会議費	29	2,434,982	2,431,300	3,682
旅費交通費	30	1,926,466	1,806,210	120,256
通信運搬費	31	420,694	432,640	-11,946
減価償却費	32	109,663	110,988	-1,325
消耗品費	33	537,348	503,180	34,168
修繕費	34	66,200	0	66,200
印刷製本費	35	631,410	571,850	59,560
燃料費	36	13,240	13,400	-160
光熱水料費	37	46,340	46,900	-560
賃借料	38	413,088	418,080	-4,992
保険料	39	45,687	44,295	1,392
諸謝金	40	359,700	515,900	-156,200
租税公課	41	4,767	4,824	-57
諸会費	42	20,000	20,000	0
支払負担金	43	538,000	456,000	82,000
委託費	44	42,000	42,000	0
会場費	45	135,000	330,000	-195,000
広告宣伝費	46	36,000	336,000	-300,000
事務所管理費	47	225,080	227,800	-2,720
支払手数料	48	123,144	102,710	20,434
新聞図書費	49	6,800	6,800	0
雑費	50	3,000	0	3,000

(単位:円)

科 目	番号	予算額	前年度予算額	増 減
管理費	51	3,544,605	3,408,427	136,178
役員報酬	52	1,014,000	990,000	24,000
給料手当	53	946,400	905,850	40,550
福利厚生費	54	125,060	115,500	9,560
事務委託費	55	0	25,000	-25,000
会議費	56	195,718	164,300	31,418
旅費交通費	57	135,934	117,890	18,044
通信運搬費	58	136,306	146,860	-10,554
減価償却費	59	55,991	54,666	1,325
消耗品費	60	151,252	145,020	6,232
修繕費	61	33,800	0	33,800
印刷製本費	62	38,590	38,150	440
燃料費	63	6,760	6,600	160
光熱水料費	64	23,660	23,100	560
賃借料	65	210,912	205,920	4,992
保険料	66	13,013	12,705	308
租税公課	67	2,433	2,376	57
諸会費	68	160,000	160,000	0
支払負担金	69	42,000	45,000	-3,000
渉外慶弔費	70	90,000	90,000	0
表彰費	71	10,000	10,000	0
事務所管理費	72	114,920	112,200	2,720
支払手数料	73	37,856	37,290	566
經常費用計	74	15,803,754	15,948,954	-145,200
当期經常増減額	75	0	5,000	-5,000
2. 經常外増減の部	76			
(1) 經常外収益	77			
經常外収益計	78	0	0	0
(2) 經常外費用	79			
經常外費用計	80	0	0	0
当期經常外増減額	81	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	82	0	5,000	-5,000
法人税住民税及び事業税	83	72,000	100,000	-28,000
当期一般正味財産増減額	84	-72,000	-95,000	23,000
一般正味財産期首残高	85	20,903,182	19,480,983	
一般正味財産期末残高	86	20,831,182	19,385,983	1,445,199
II 指定正味財産増減の部	87			
受取補助金等	88	5,050,000	5,050,000	0
受取全法連助成金	89	5,050,000	5,050,000	0
一般正味財産への振替額	90	-5,050,000	-5,050,000	0
一般正味財産への振替額	91	-5,050,000	-5,050,000	0
当期指定正味財産増減額	92	0	0	0
指定正味財産期首残高	93	0	0	0
指定正味財産期末残高	94	0	0	0
IV 正味財産期末残高	95	20,831,182	19,385,983	1,445,199

収支予算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	継1	継2	共通	小 計	収1	他1	小 計		
1 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
受取会費	0	0	0	0	0	3,627,000	3,627,000	3,627,000	7,254,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000	3,600,000	7,200,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	27,000	27,000	27,000	54,000
事業収益	630,000	0	0	630,000	67,500	1,885,000	1,952,500	0	2,582,500
広報事業収益	110,000	0	0	110,000	0	0	0	0	110,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	67,500	0	67,500	0	67,500
会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	1,885,000	1,885,000	0	1,885,000
経営支援事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税制措置事業収益	520,000	0	0	520,000	0	0	0	0	520,000
受取補助金等	0	0	5,000,000	5,000,000	0	100,000	100,000	150,000	5,250,000
受取県連補助金	0	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	200,000
受取全法連助成金	0	0	5,000,000	5,000,000	0	0	0	50,000	5,050,000
受取負担金	0	0	0	0	0	525,000	525,000	0	525,000
青年・女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	525,000	525,000	0	525,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	191,254	191,254
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	191,254	191,254
経常収益計	630,000	0	5,000,000	5,630,000	67,500	6,137,000	6,204,500	3,969,254	15,803,754
(2) 経常費用									
事業費	4,252,671	3,128,385	0	7,381,056	402,278	4,475,815	4,878,093		12,259,149
役員報酬	600,000	924,000	0	1,524,000	138,000	324,000	462,000		1,986,000
給料手当	560,000	862,400	0	1,422,400	128,800	302,400	431,200		1,853,600
福利厚生費	74,000	113,960	0	187,960	17,020	39,960	56,980		244,940
事務委託費	36,000	0	0	36,000	0	0	0		36,000
会議費	99,400	26,888	0	126,288	3,506	2,305,188	2,308,694		2,434,982
旅費交通費	1,017,300	121,444	0	1,138,744	21,878	765,844	787,722		1,926,466
通信運搬費	356,400	43,196	0	399,596	6,302	14,796	21,098		420,694
減価償却費	33,131	51,021	0	84,152	7,620	17,891	25,511		109,663
消耗品費	261,300	119,032	0	380,332	16,284	140,732	157,016		537,348
修繕費	20,000	30,800	0	50,800	4,600	10,800	15,400		66,200
印刷製本費	606,000	16,940	0	622,940	2,530	5,940	8,470		631,410
燃料費	4,000	6,160	0	10,160	920	2,160	3,080		13,240
光熱水料費	14,000	21,560	0	35,560	3,220	7,560	10,780		46,340
賃借料	124,800	192,192	0	316,992	28,704	67,392	96,096		413,088
保険料	9,700	11,858	0	21,558	1,771	22,358	24,129		45,687
諸謝金	0	315,500	0	315,500	0	44,200	44,200		359,700
租税公課	1,440	2,218	0	3,658	331	778	1,109		4,767
諸会費	20,000	0	0	20,000	0	0	0		20,000
支払負担金	221,000	0	0	221,000	0	317,000	317,000		538,000
委託費	42,000	0	0	42,000	0	0	0		42,000
会場費	5,000	130,000	0	135,000	0	0	0		135,000
広告宣伝費	36,000	0	0	36,000	0	0	0		36,000
事務所管理費	68,000	104,720	0	172,720	15,640	36,720	52,360		225,080
支払手数料	35,400	34,496	0	69,896	5,152	48,096	53,248		123,144
新聞図書費	6,800	0	0	6,800	0	0	0		6,800
雑費	1,000	0	0	1,000	0	2,000	2,000		3,000

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	合 計
	継1	継2	共通	小 計	収1	他1	小 計		
管理費	50							3,544,605	3,544,605
役員報酬	51							1,014,000	1,014,000
給料手当	52							946,400	946,400
福利厚生費	53							125,060	125,060
会議費	54							195,718	195,718
旅費交通費	55							135,934	135,934
通信運搬費	56							136,306	136,306
減価償却費	57							55,991	55,991
消耗品費	58							151,252	151,252
修繕費	59							33,800	33,800
印刷製本費	60							38,590	38,590
燃料費	61							6,760	6,760
光熱水料費	62							23,660	23,660
賃借料	63							210,912	210,912
保険料	64							13,013	13,013
租税公課	65							2,433	2,433
諸会費	66							160,000	160,000
支払負担金	67							42,000	42,000
渉外慶弔費	68							90,000	90,000
表彰費	69							10,000	10,000
事務所管理費	70							114,920	114,920
支払手数料	71							37,856	37,856
経常費用計	72	4,252,671	3,128,385	0	7,381,056	402,278	4,475,815	4,878,093	3,544,605
評価損益等調整前当期経常増減額	73	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-334,778	1,661,185	1,326,407	424,649
評価損益等計	74	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	75	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-334,778	1,661,185	1,326,407	424,649
2. 経常外増減の部	76								
(1) 経常外収益	77								
経常外収益計	78	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	79								
経常外費用計	80	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	81	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	82	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-334,778	1,661,185	1,326,407	424,649
法人税住民税及び事業税	83	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0
当期一般正味財産増減額	84	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-406,778	1,661,185	1,254,407	424,649
一般正味財産期首残高	85	0	0	0	0	0	0	20,903,182	20,903,182
一般正味財産期末残高	86	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-406,778	1,661,185	1,254,407	21,327,831
II 指定正味財産増減の部	87								
受取金法連助成金	88			5,000,000	5,000,000			50,000	5,050,000
一般正味財産への振替額	89			-5,000,000	-5,000,000			-50,000	-5,050,000
当期指定正味財産増減額	90	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	91	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	92	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	93	-3,622,671	-3,128,385	5,000,000	-1,751,056	-406,778	1,661,185	1,254,407	21,327,831

報告事項4

代表理事の変更

成立年月日	変更前	変更後
平成29年3月29日 理事会	堀川 一成 (株)堀川商店	柘植 満博 (株)共同技術コンサルタント

報告事項5

規 則

成立年月日	内容
平成29年3月29日 理事会	理事会運営規則

【功勞者等表彰式】

◆退任役員感謝状

会長	柘植 満博	(株)共同技術コンサルタント
常任理事	堀川 一成	(株)堀川商店
理事・組織委員	竹森 一之	木の館豊寿庵(株)
監事	沖 篤義	(株)タカキタ

◆役員功勞者表彰

副会長	上田 一善	北伊勢上野信用金庫
副会長	辻本 俊志	(株)大道建設
常任理事・総務副委員長	増岡 孝則	名張商工会議所
理事・広報委員	池澤 素直	上野印刷(株)
理事・研修副委員長	菊山 賢二	(株)丸栄建設
理事・研修副委員長	榊原 良行	(株)サカキバラ
理事・組織委員	結城 好一	(有)ティアラ

一般社団法人伊賀法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人伊賀法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、三重県伊賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の福利厚生等に資する事業
- (7) 会員の交流に資するための事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、三重県内において、上野税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 上野税務署管内に所在する法人（上野税務署管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人又は個人
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会手続により入会することができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会員になったとき及び毎年、会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会手続により任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散し、又は当該会員の上野税務署管内の事業所の全てを閉鎖したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

(会員名簿)

第11条 本会は、理事会において別に定める様式により会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第14条 通常総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40名以上50名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以上4名以内を副会長とし、1名を専務理事、5名以上15名

以内を常任理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐して本会の常務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (6) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第28条 本会は、法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第29条 本会に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問、相談役及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程及び基準の制定、変更並びに廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定並びに解職
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合にこれを開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第23条第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会において定める理事がその職務を代理する。

(議決権)

第34条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、理事会の日(第36条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

第39条 理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。
- 4 正副会長会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第8章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第40条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会及び部会設けることができる。

- 2 前項に定める委員会及び部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次項に規定する財産及び理事会において基本財産とすることを決議した財産とする。
- 3 本会の一般法人への移行時の基本財産は、別表に掲げるものとする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。
- 5 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により行う。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は通常総会に提出し、同項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第46条 本会は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局等

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第51条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載

する方法による。

第12章 補 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は次のとおりとする。
会長 中島 滋泰
- 3 本会の最初の業務執行理事である副会長は次のとおりとする。
副会長 丸山 統正、重藤 久紘、堀川 一成、川口 佳秀
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 本会は、公益目的支出計画の実施が完了するまでの間は、法令に基づき、事業年度毎に公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で総会に報告し、毎事業年度の経過後3か月以内に、行政庁に提出しなければならない。
- 6 前項の公益目的支出計画実施報告書は、通常総会の日から2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

<別表>基本財産（第41条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	北伊勢上野信用金庫 上野営業部 5,000,000円